

2. 都道府県別経済財政モデルのデータの推計方法

2.1 年金部門

2.1.1 厚生年金

(1) 負担

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 4. 厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数-都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）-全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）-全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNA ベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_k}$$

Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料

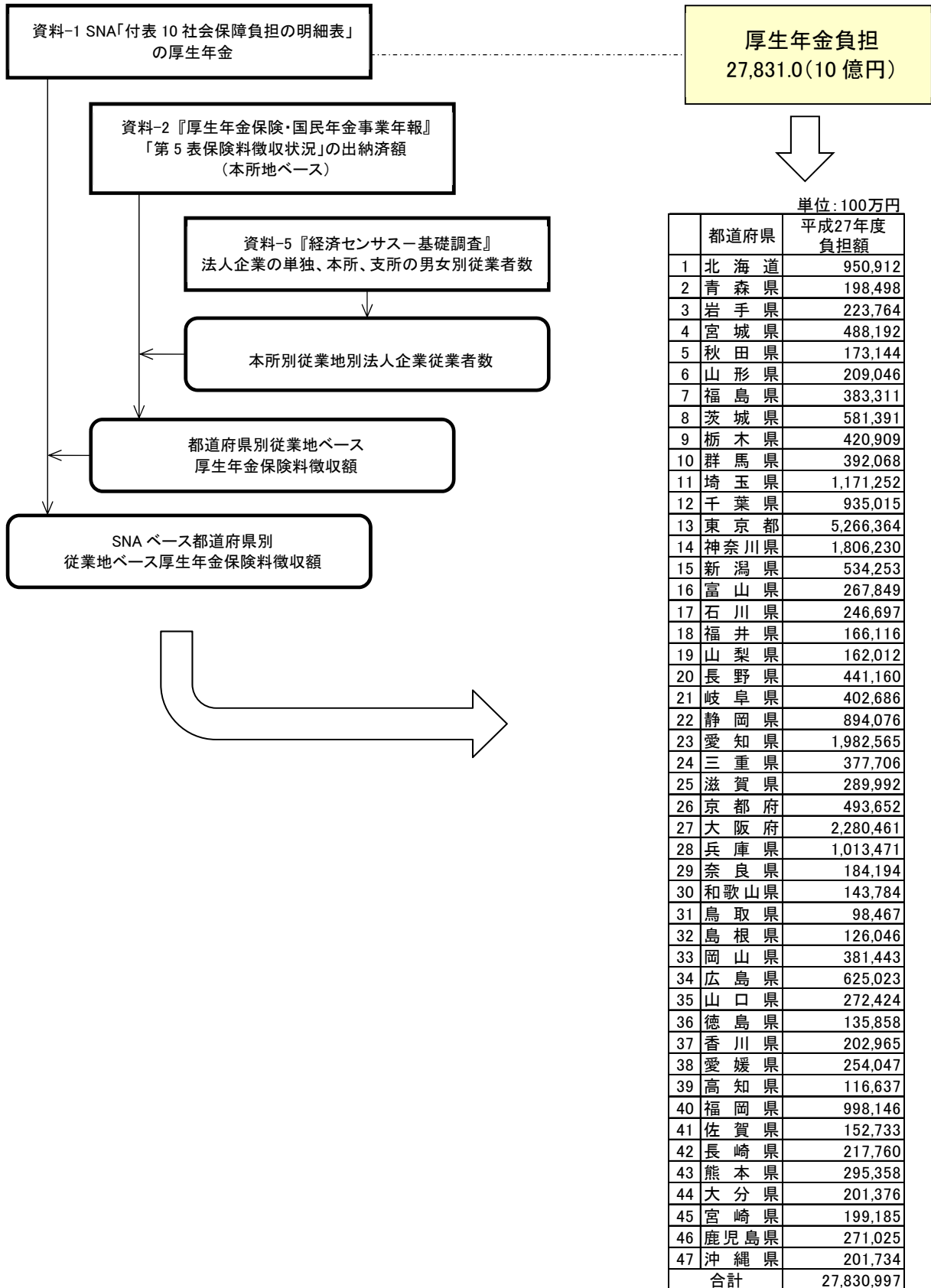
Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料

C_{SNA} : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）

L_{ij} : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

③ 推計フロー



(2) 給付

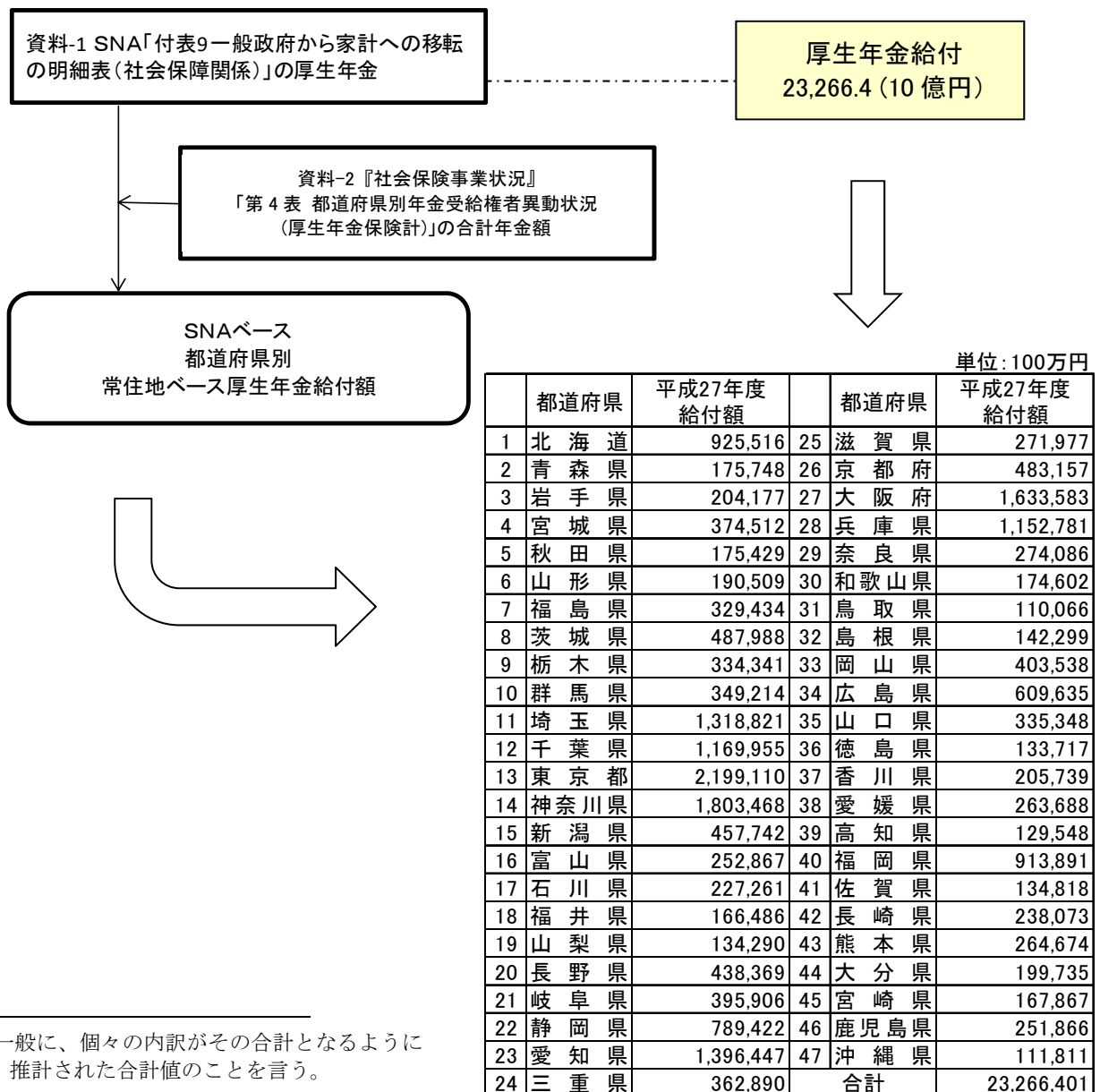
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

② 推計方法

- ・各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の厚生年金の金額をコントロール・トータル¹として、これを資料-2『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況（厚生年金保険計）の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



¹ 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

2.1.2 国民年金

(1) 負担

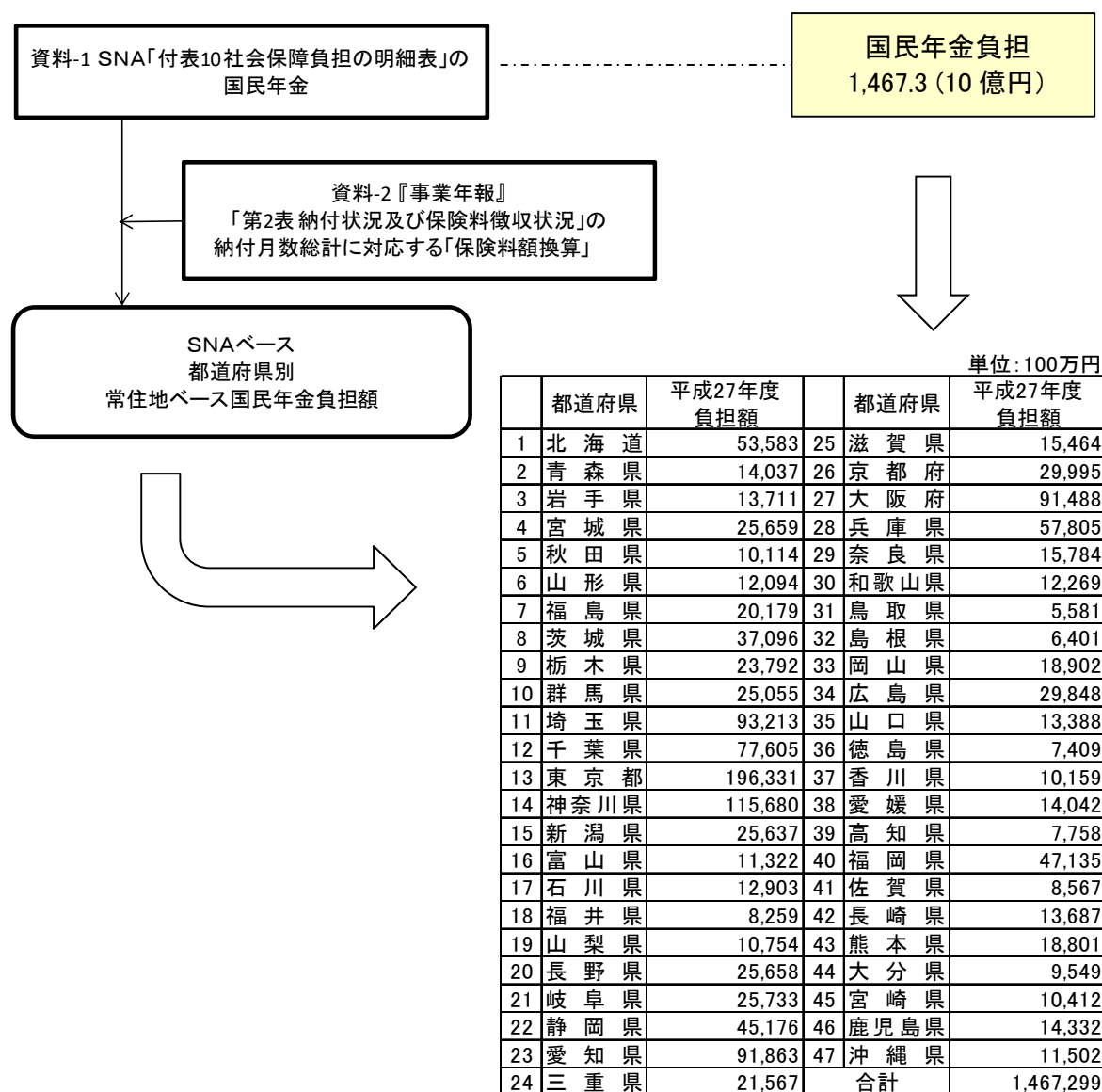
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5. 国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

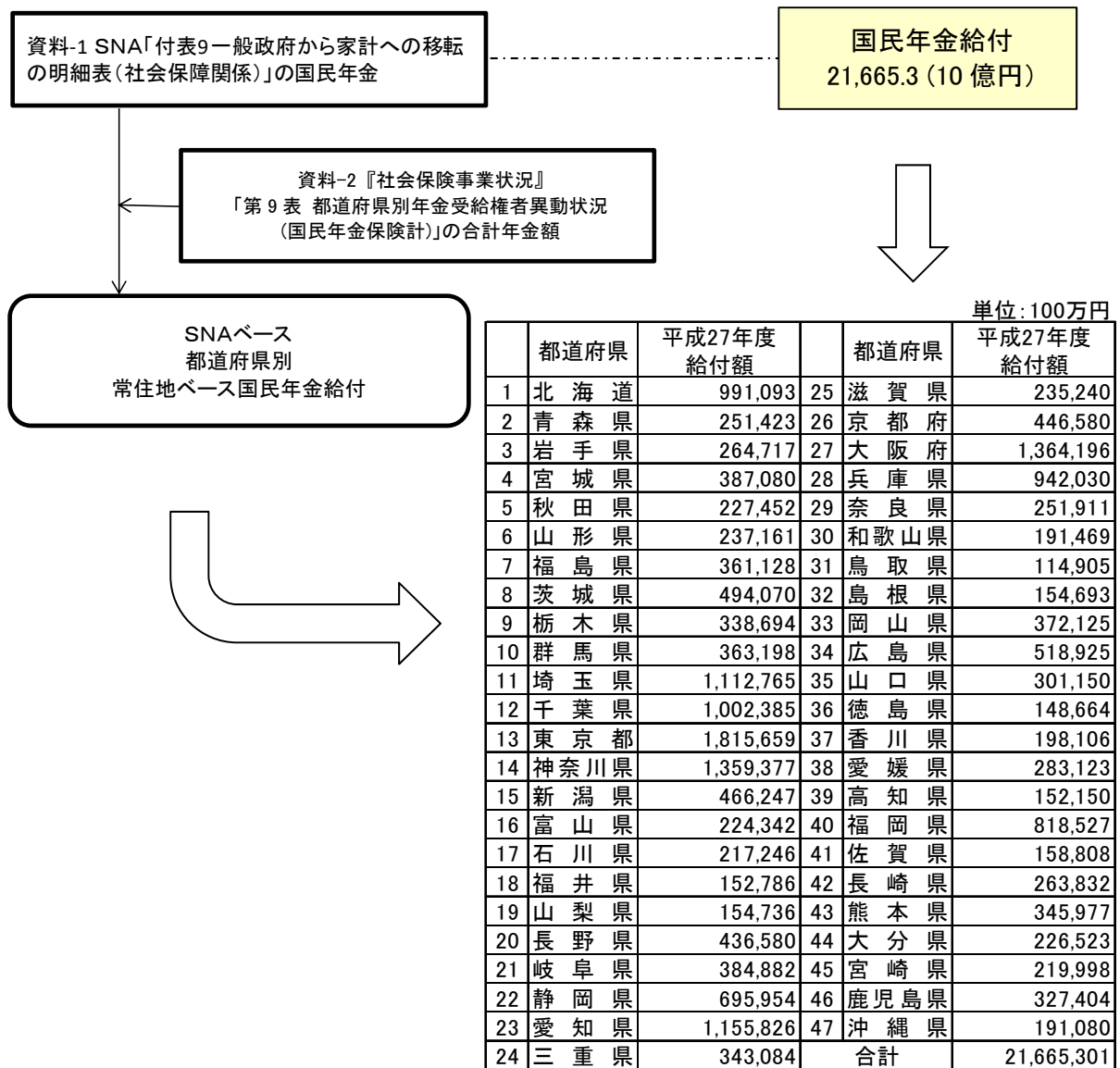
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」

② 推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.1.3 国家公務員共済組合

(1) 負担

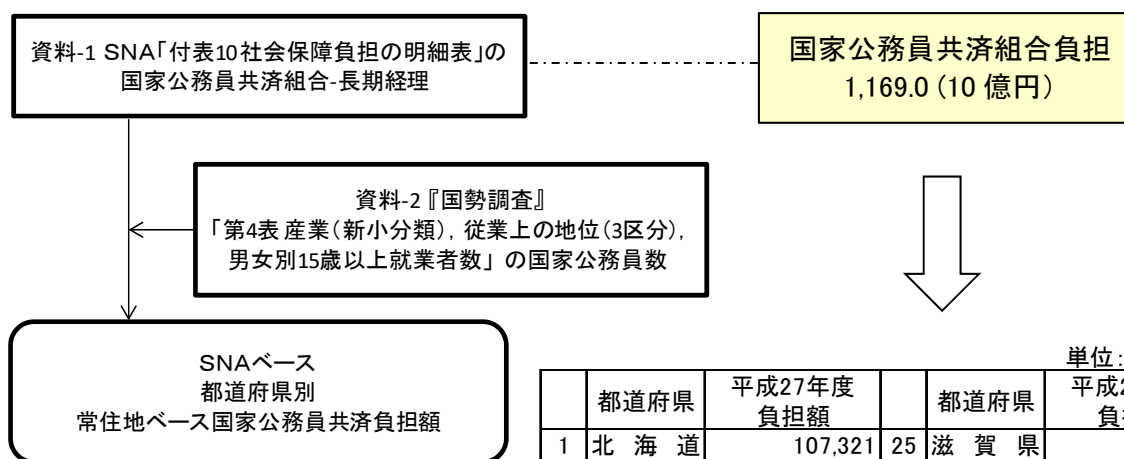
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），「男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成27年度 負担額		都道府県	平成27年度 負担額
1	北海道	107,321	25	滋賀県	7,371
2	青森県	30,273	26	京都府	24,765
3	岩手県	9,380	27	大阪府	42,138
4	宮城県	33,689	28	兵庫県	34,725
5	秋田県	7,351	29	奈良県	6,978
6	山形県	10,974	30	和歌山県	5,197
7	福島県	13,811	31	鳥取県	8,179
8	茨城県	23,357	32	島根県	5,591
9	栃木県	13,542	33	岡山県	9,028
10	群馬県	10,602	34	広島県	42,220
11	埼玉県	70,174	35	山口県	16,565
12	千葉県	63,299	36	徳島県	6,212
13	東京都	128,173	37	香川県	11,885
14	神奈川県	81,832	38	愛媛県	7,641
15	新潟県	15,633	39	高知県	5,529
16	富山県	5,052	40	福岡県	52,429
17	石川県	11,451	41	佐賀県	8,303
18	福井県	3,458	42	長崎県	31,080
19	山梨県	5,177	43	熊本県	22,342
20	長野県	8,676	44	大分県	11,409
21	岐阜県	11,948	45	宮崎県	14,287
22	静岡県	31,453	46	鹿児島県	15,219
23	愛知県	46,196	47	沖縄県	25,510
24	三重県	11,575		合計	1,169,000

(2) 給付

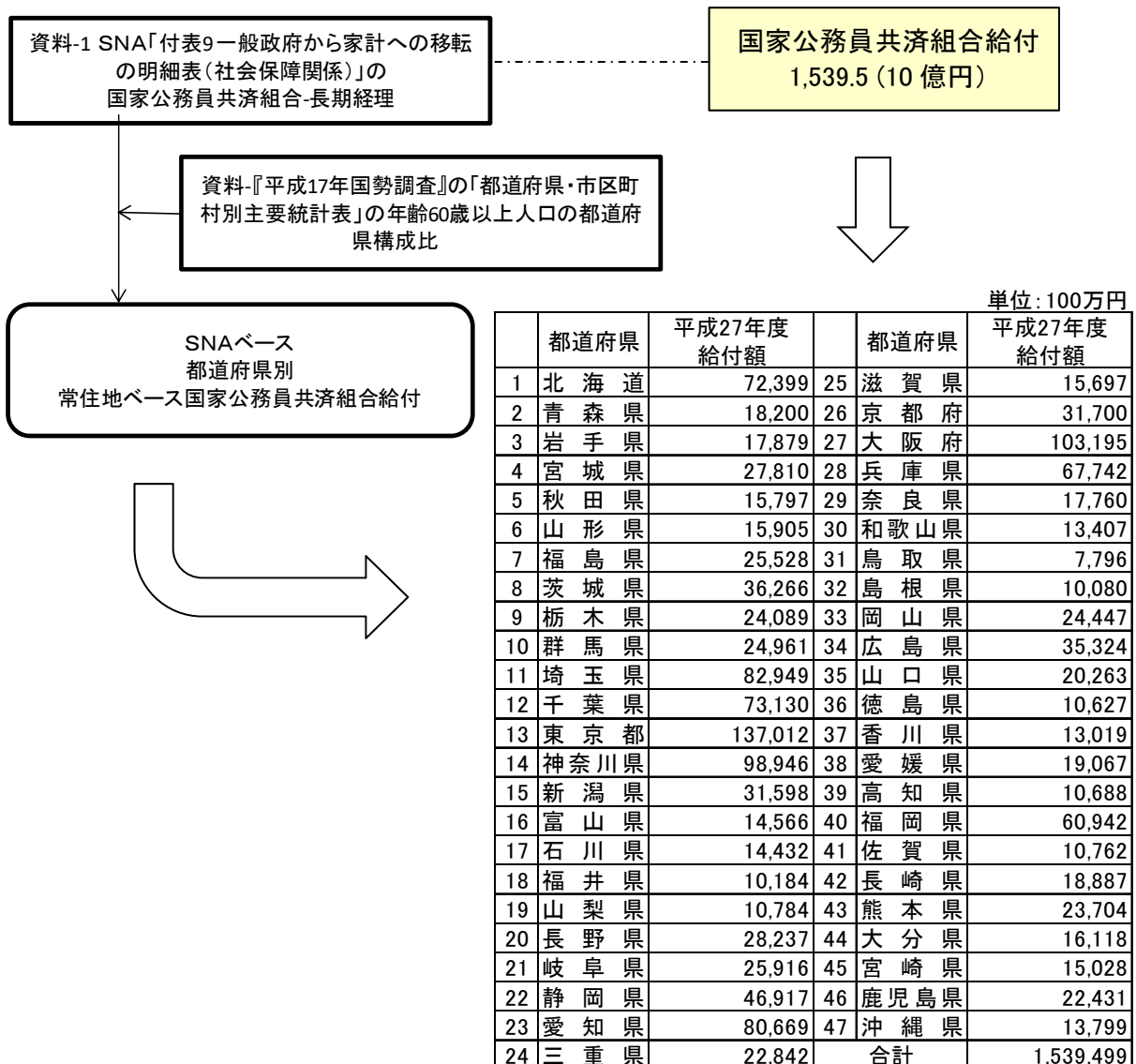
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

② 推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（1）国家公務員共済組合b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢60歳以上人口の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の60歳以上人口に占める共済組合給付の対象者の割合の違いは反映できていない）。

③ 推計フロー



2.1.4 地方公務員共済組合

(1) 負担

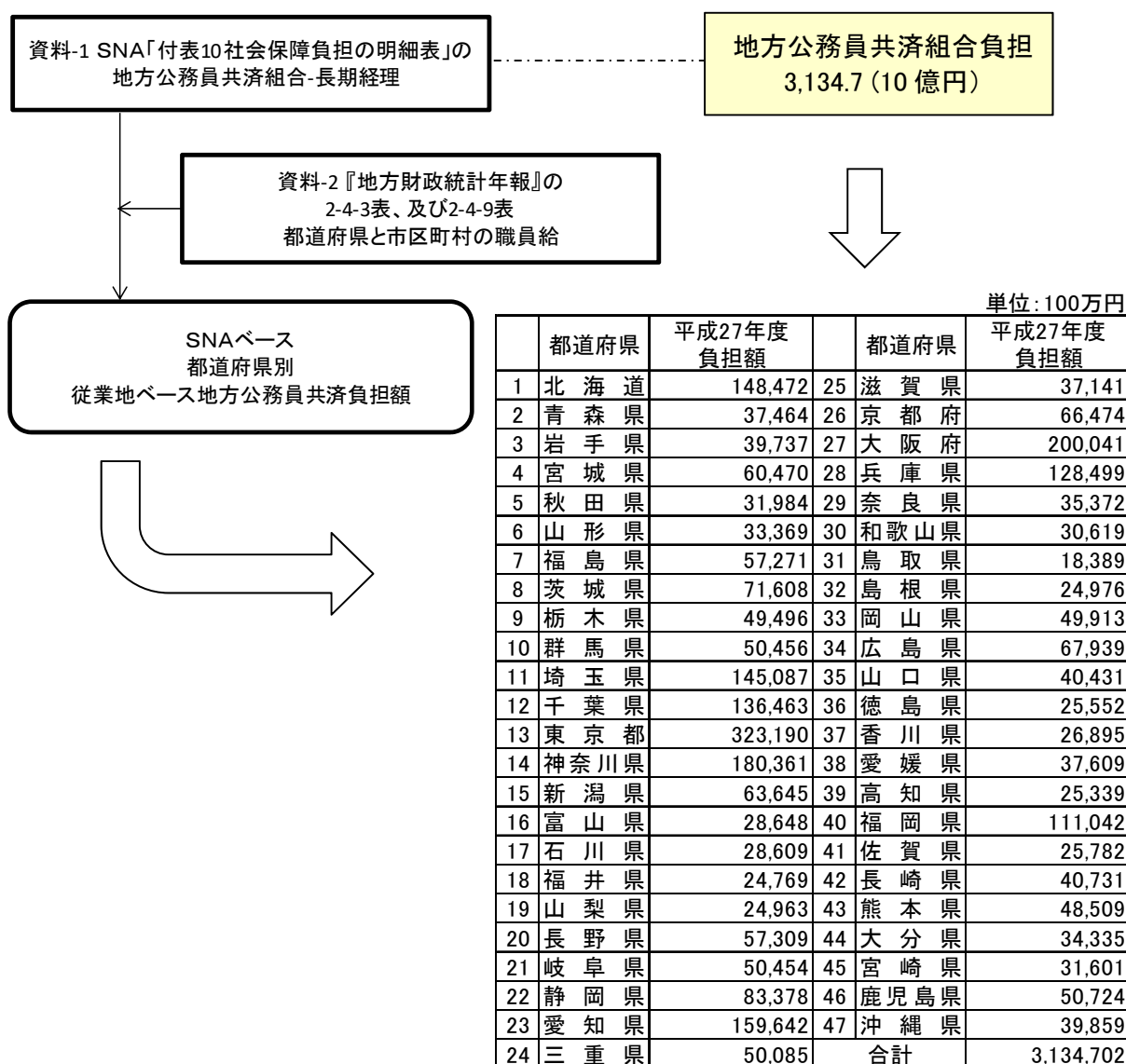
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）---「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』（総務省） … 「長期経理損益計算書」、（平成 27 年 10 月以降）「厚生年金保険経理損益計算書」、「退職等年金経理損益計算書」、「経過的長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』（地方職員共済組合）
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』（公立学校共済組合）
- ・資料-5 『決算書及び附属資料』（警察共済組合）
- ・資料-6 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表（一覧表）」
- ・資料-7 『国勢調査』（総務省） --- 「第 3 表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」
- ・資料-8 『地方公務員給与実態調査』（総務省） --- 「第 1 表の 2 団体区分別，職種別，都道府県別職員数及び平均基本給月額」（1）都道府県及び指定都市、（2）市、（3）町村 全職員数

② 推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 の長期経理損益計算書から都職員共済組合、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、及び市町村職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。なお、平成 27 年 10 月から年金一元化に伴い、厚生年金保険経理損益計算書、退職等年金経理損益計算書、経過的長期経理損益計算書が追加されているので、これらの給付額も加算する。
- ・同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。さらに、資料-5 から警察共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の人口の都道府県構成比で按分する。ただし、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-8 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。なお、平成 27 年 10 月以降、指定都市も全国市町村職員共済組合連合会に計上されるようになったため、平成 27 年度については市町村の職員数と指定都市も含めた

職員数の都道府県別構成比を平均した値をウェイトとし、以降は指定都市も含めた構成比を採用することとした。

- 上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乘じて、下式のように常住地ベースに変換する。

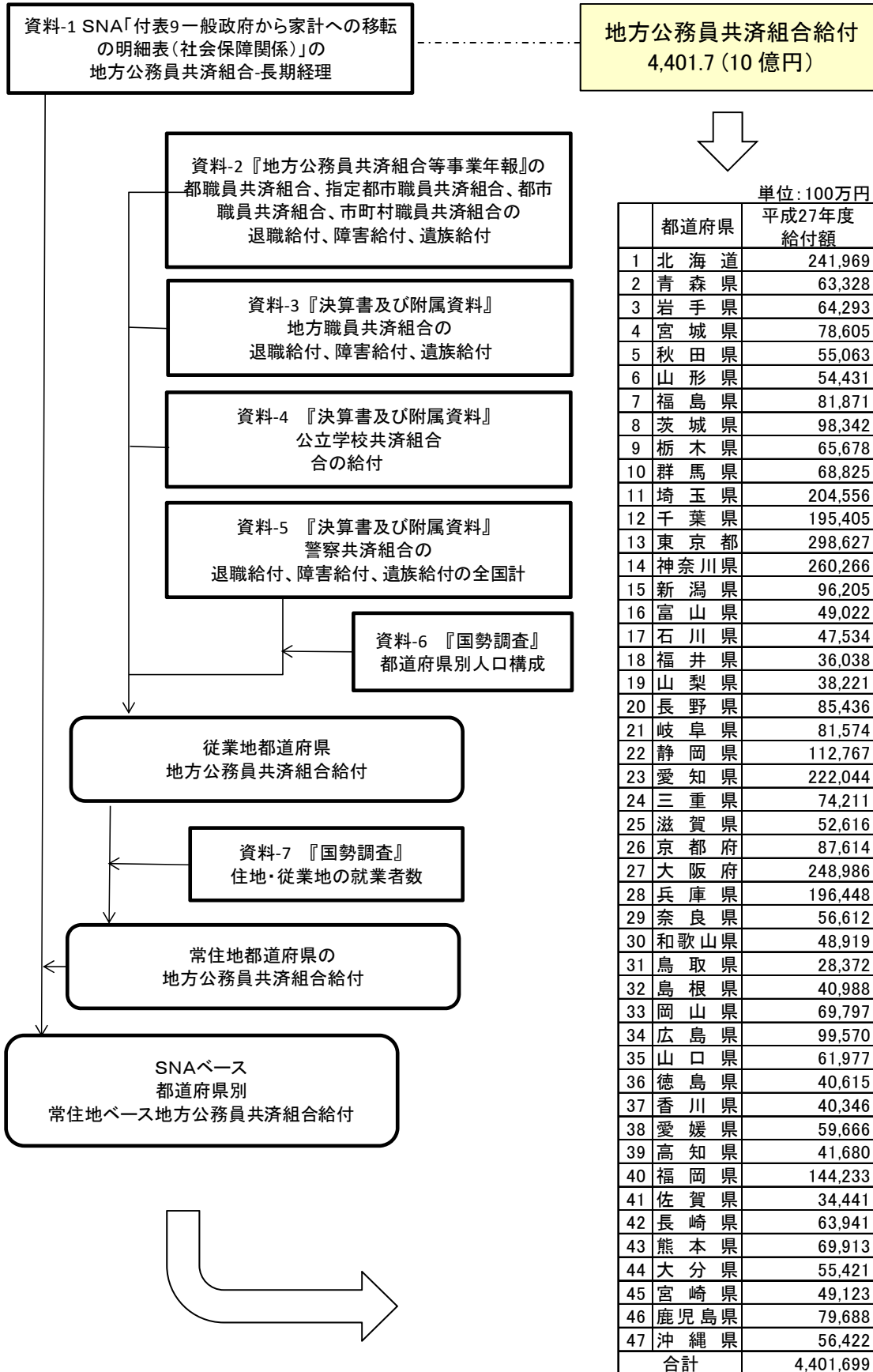
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

Sl_i : 常住地都道府県iの給付額

Sw_j : 従業地都道府県jの給付額

L_{ij} : 常住地都道府県i, 従業地都道府県jの従業者数

③ 推計フロー



2.1.5 私学・その他共済

(1) 負担

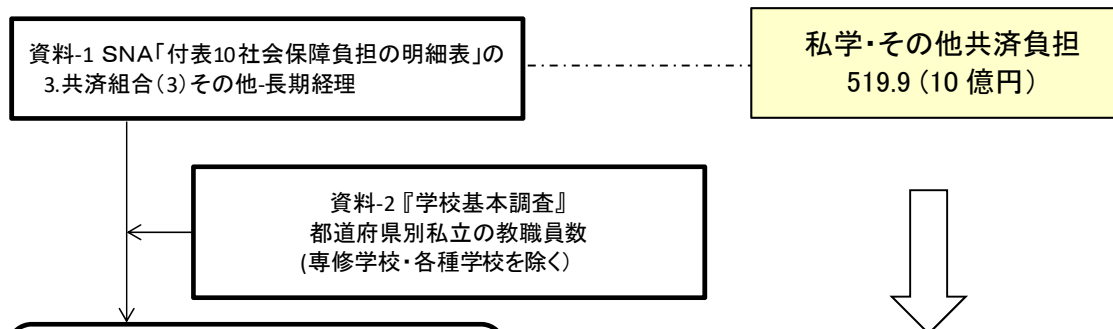
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③ 推計フロー



SNAベース
都道府県別
従業地ベース私学・その他共済負担額

私学・その他共済負担
519.9 (10 億円)

資料-2 『学校基本調査』
都道府県別私立の教職員数
(専修学校・各種学校を除く)

SNAベース
都道府県別
従業地ベース私学・その他共済負担額

単位: 100万円

	都道府県	平成27年度 負担額		都道府県	平成27年度 負担額
1	北海道	18,213	25	滋賀県	2,396
2	青森県	3,590	26	京都府	19,337
3	岩手県	3,371	27	大阪府	39,921
4	宮城県	8,558	28	兵庫県	19,875
5	秋田県	1,237	29	奈良県	4,696
6	山形県	2,999	30	和歌山県	1,663
7	福島県	4,992	31	鳥取県	1,138
8	茨城県	7,039	32	島根県	784
9	栃木県	12,379	33	岡山県	7,276
10	群馬県	5,088	34	広島県	10,943
11	埼玉県	27,099	35	山口県	4,304
12	千葉県	20,805	36	徳島県	1,560
13	東京都	127,396	37	香川県	2,197
14	神奈川県	33,628	38	愛媛県	3,828
15	新潟県	4,582	39	高知県	1,768
16	富山県	1,762	40	福岡県	25,904
17	石川県	4,713	41	佐賀県	2,139
18	福井県	1,610	42	長崎県	4,347
19	山梨県	2,512	43	熊本県	5,094
20	長野県	4,323	44	大分県	3,211
21	岐阜県	6,239	45	宮崎県	3,395
22	静岡県	10,448	46	鹿児島県	4,844
23	愛知県	30,649	47	沖縄県	1,860
24	三重県	4,188		合計	519,900

(2) 給付

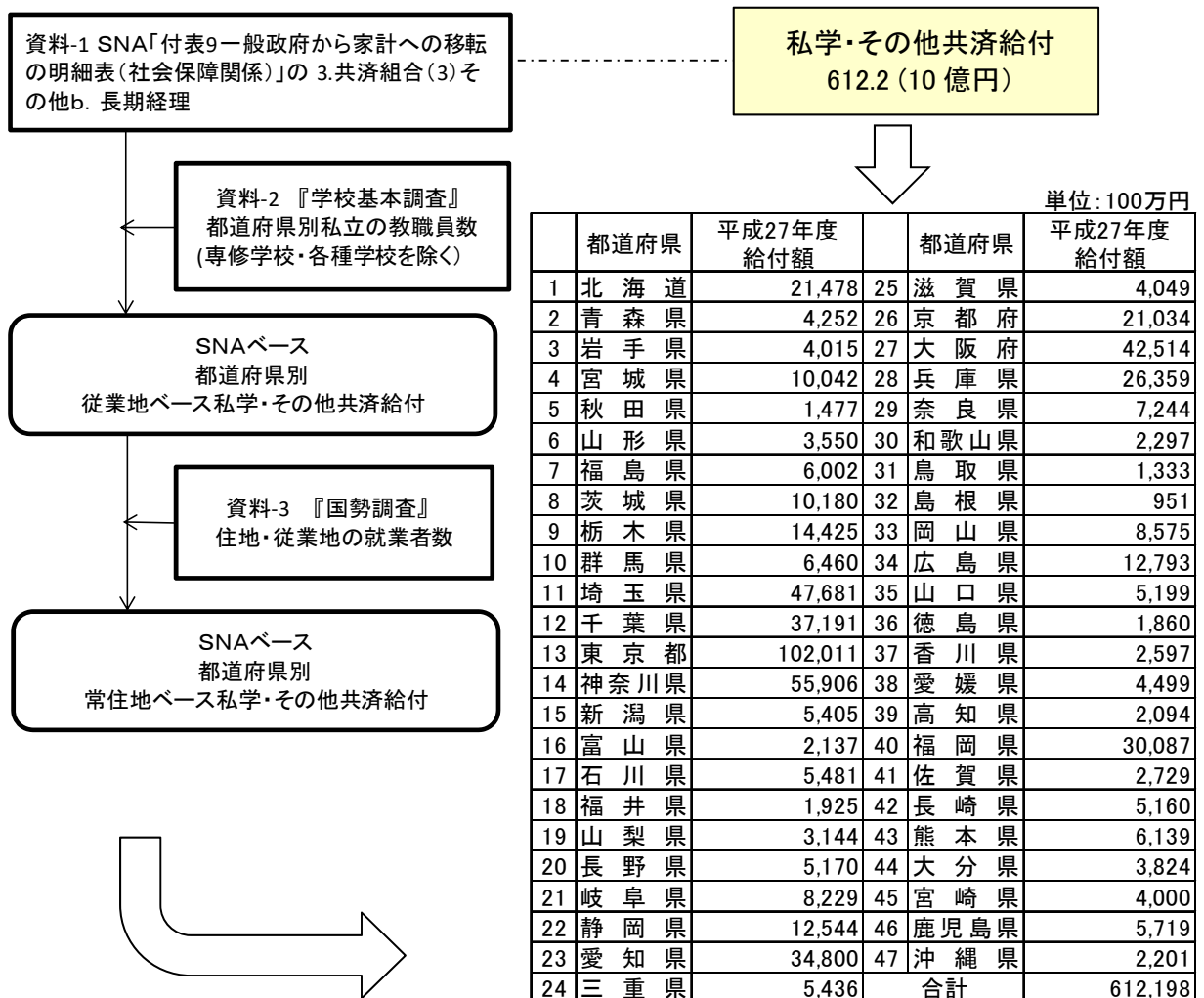
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』（総務省）--- 「第3表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

② 推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（3）その他b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

③ 推計フロー



2.1.6 船員保険

(1) 負担

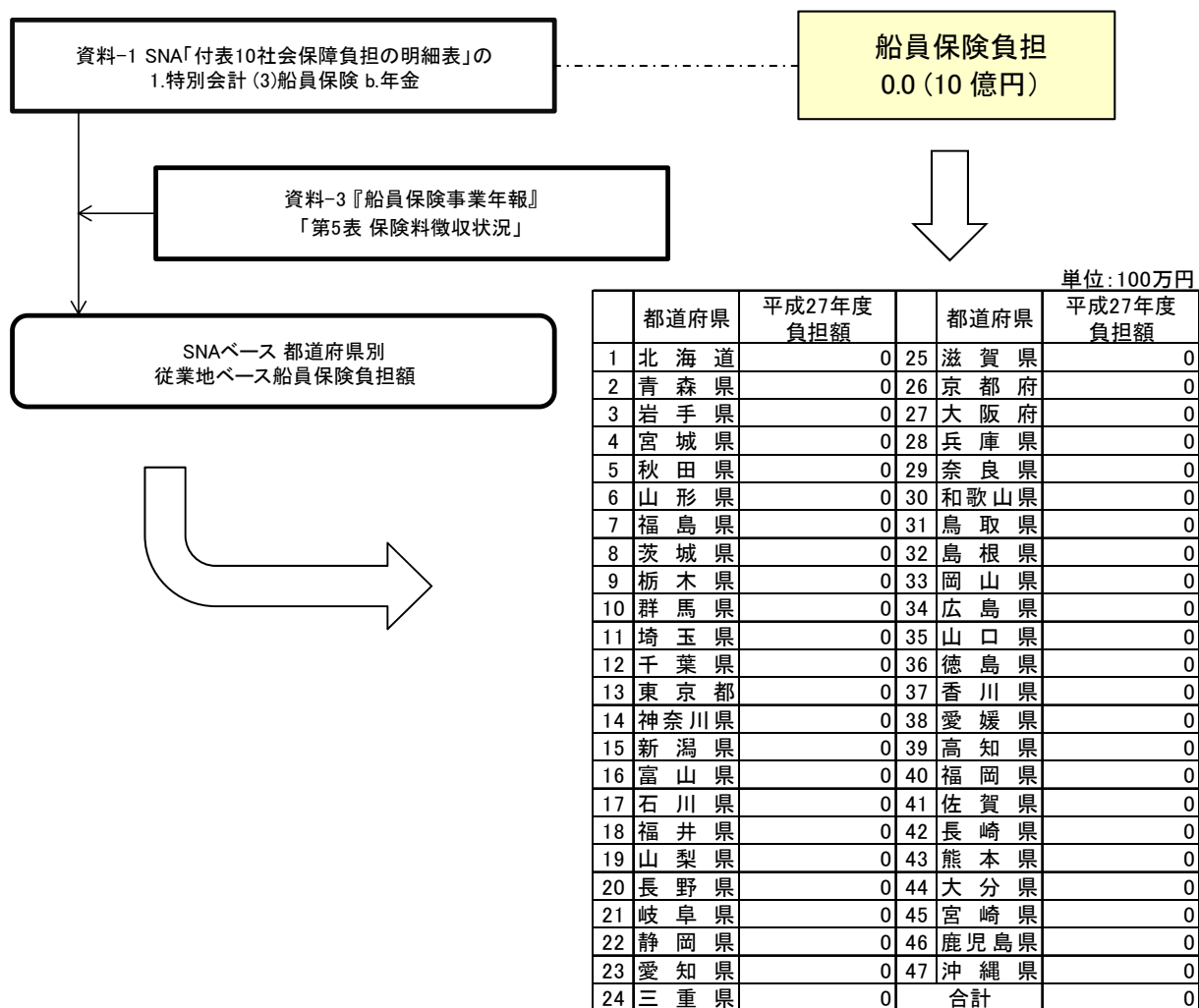
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(3) 船員保険 b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

③ 推計フロー



(2) 給付

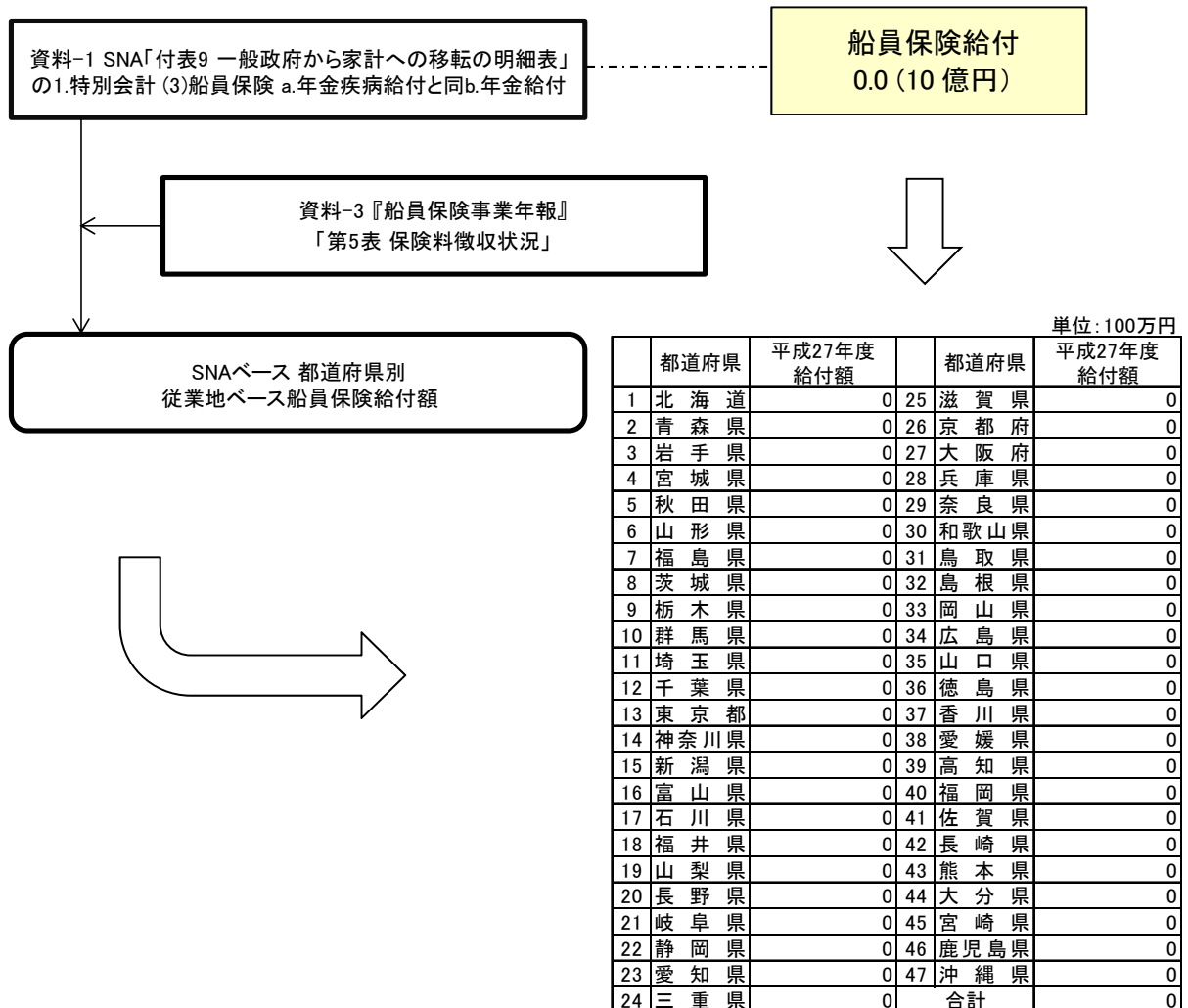
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省） --- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合） --- 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合） --- 「第1表 摘要状況」

② 推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の「1. 特別会計（4）船員保険」の現物社会移転以外の社会給付（疾病給付と年金給付の合計）をコントロール・トータルとして、資料-2、3 の船員保険徴収金額の都道府県構成比（2009 年度については資料-4 の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比）で分割する。2010 年度以降は資料-1 で空白となっているので計上しない。

③ 推計フロー



2.1.7 その他

(1) 給付

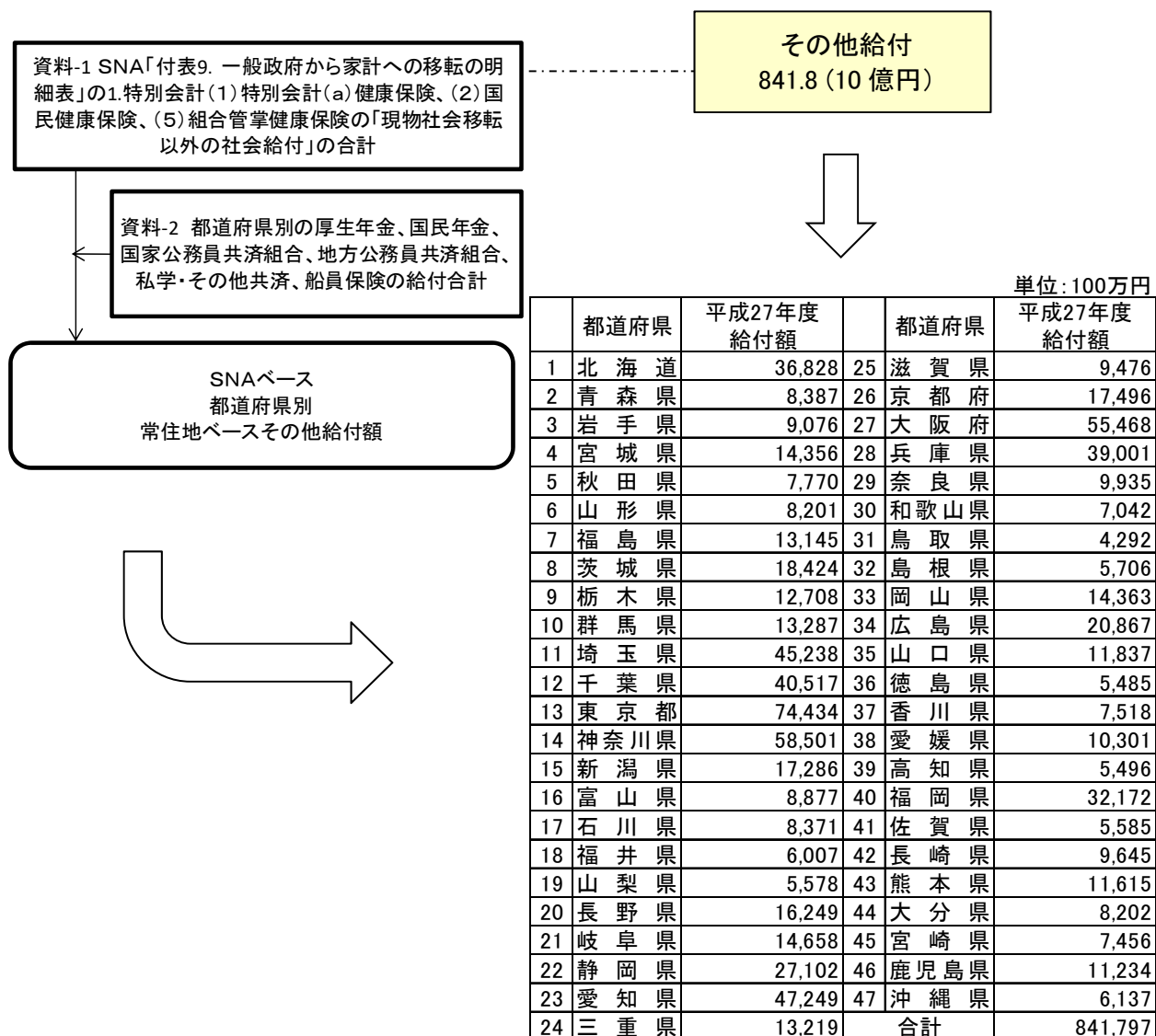
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

② 推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の1. 特別会計（1）特別会計（a）健康保険、同（2）国民健康保険及び（5）組合管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2 の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2 医療・介護部門

2.2.1 組合管掌健康保険

(1) 負担

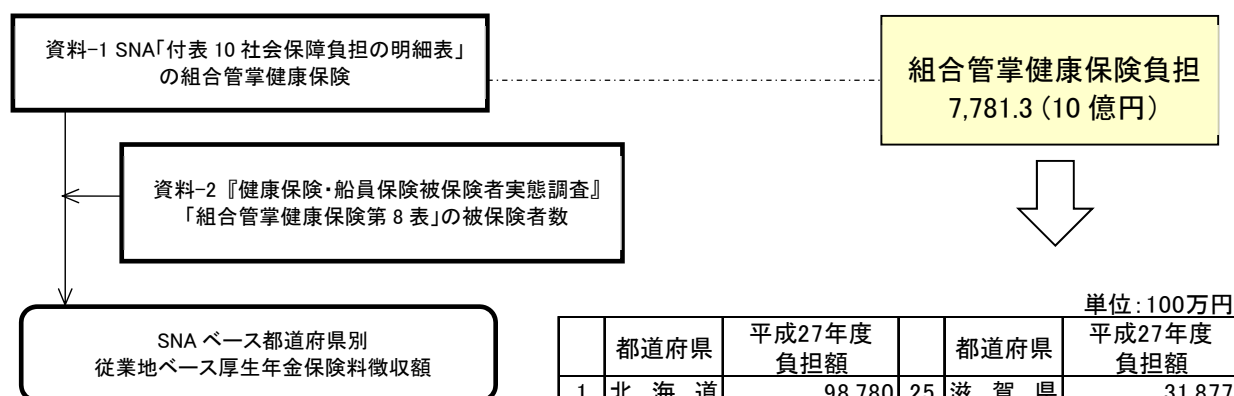
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）--- 「組合管掌健康保険 第 8 表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

② 推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の 4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



組合管掌健康保険負担
7,781.3 (10 億円)

資料-1 SNA「付表 10 社会保障負担の明細表」
の組合管掌健康保険

資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』
「組合管掌健康保険第 8 表」の被保険者数

SNA ベース都道府県別
従業地ベース厚生年金保険料徴収額

単位: 100万円

	都道府県	平成27年度 負担額		都道府県	平成27年度 負担額
1	北海道	98,780	25	滋賀県	31,877
2	青森県	13,971	26	京都府	77,479
3	岩手県	17,611	27	大阪府	727,663
4	宮城県	55,244	28	兵庫県	152,006
5	秋田県	15,447	29	奈良県	11,364
6	山形県	20,907	30	和歌山県	11,216
7	福島県	36,944	31	鳥取県	5,756
8	茨城県	76,741	32	島根県	7,182
9	栃木県	55,883	33	岡山県	33,353
10	群馬県	61,639	34	広島県	92,926
11	埼玉県	206,807	35	山口県	33,254
12	千葉県	189,590	36	徳島県	8,117
13	東京都	4,062,899	37	香川県	21,940
14	神奈川県	445,738	38	愛媛県	21,743
15	新潟県	59,573	39	高知県	7,379
16	富山県	41,666	40	福岡県	127,853
17	石川県	21,005	41	佐賀県	8,904
18	福井県	19,480	42	長崎県	11,118
19	山梨県	17,267	43	熊本県	16,922
20	長野県	70,838	44	大分県	12,741
21	岐阜県	36,452	45	宮崎県	18,546
22	静岡県	175,570	46	鹿児島県	16,578
23	愛知県	472,302	47	沖縄県	19,136
24	三重県	33,894		合計	7,781,301

2.2.2 政府（協会）管掌健康保険

(1) 負担

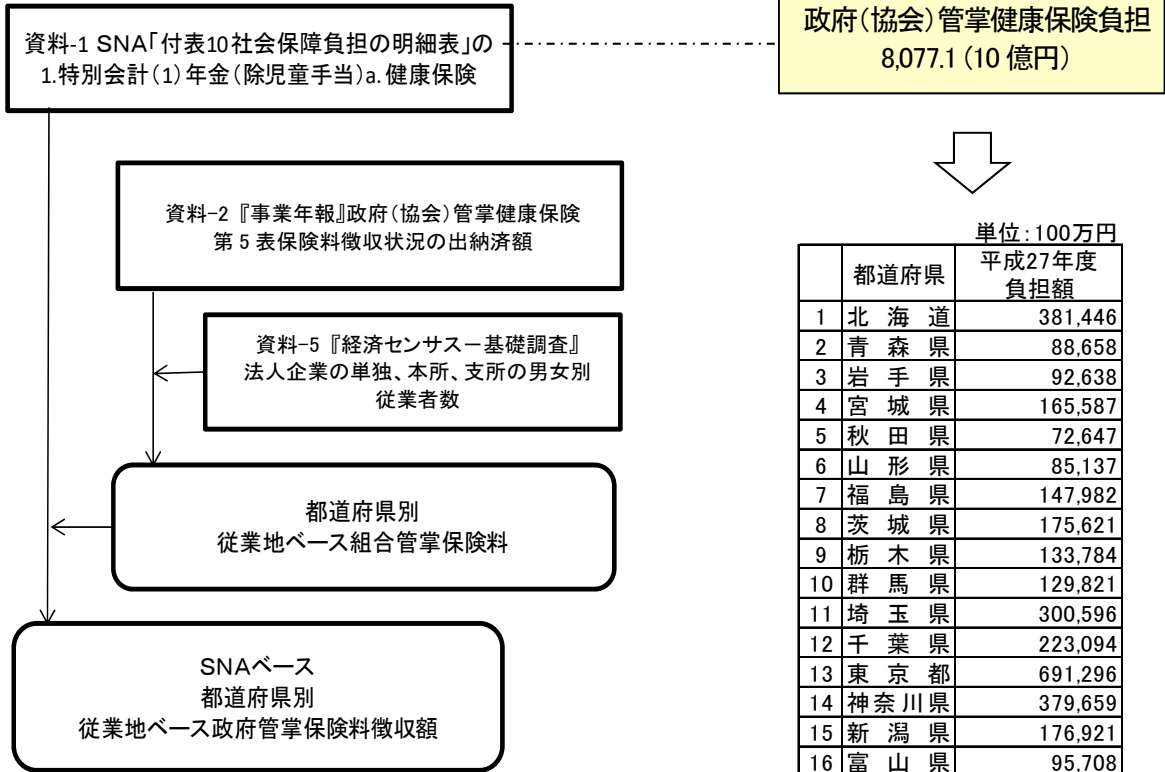
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）---統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③ 推計フロー

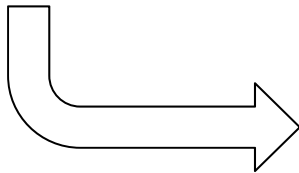


政府(協会)管掌健康保険負担
8,077.1 (10 億円)



単位:100万円

	都道府県	平成27年度 負担額
1	北海道	381,446
2	青森県	88,658
3	岩手県	92,638
4	宮城県	165,587
5	秋田県	72,647
6	山形県	85,137
7	福島県	147,982
8	茨城県	175,621
9	栃木県	133,784
10	群馬県	129,821
11	埼玉県	300,596
12	千葉県	223,094
13	東京都	691,296
14	神奈川県	379,659
15	新潟県	176,921
16	富山県	95,708
17	石川県	101,540
18	福井県	67,540
19	山梨県	58,704
20	長野県	147,723
21	岐阜県	164,582
22	静岡県	254,524
23	愛知県	539,696
24	三重県	134,259
25	滋賀県	97,689
26	京都府	169,860
27	大阪府	579,826
28	兵庫県	336,235
29	奈良県	75,699
30	和歌山県	61,439
31	鳥取県	44,944
32	島根県	56,119
33	岡山県	159,633
34	広島県	224,250
35	山口県	103,834
36	徳島県	61,052
37	香川県	79,890
38	愛媛県	105,527
39	高知県	55,175
40	福岡県	365,605
41	佐賀県	67,736
42	長崎県	97,516
43	熊本県	133,735
44	大分県	88,736
45	宮崎県	85,145
46	鹿児島県	126,542
47	沖縄県	91,751
	合計	8,077,101



2.2.3 国民健康保険等

(1) 負担

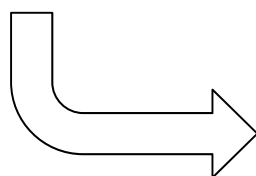
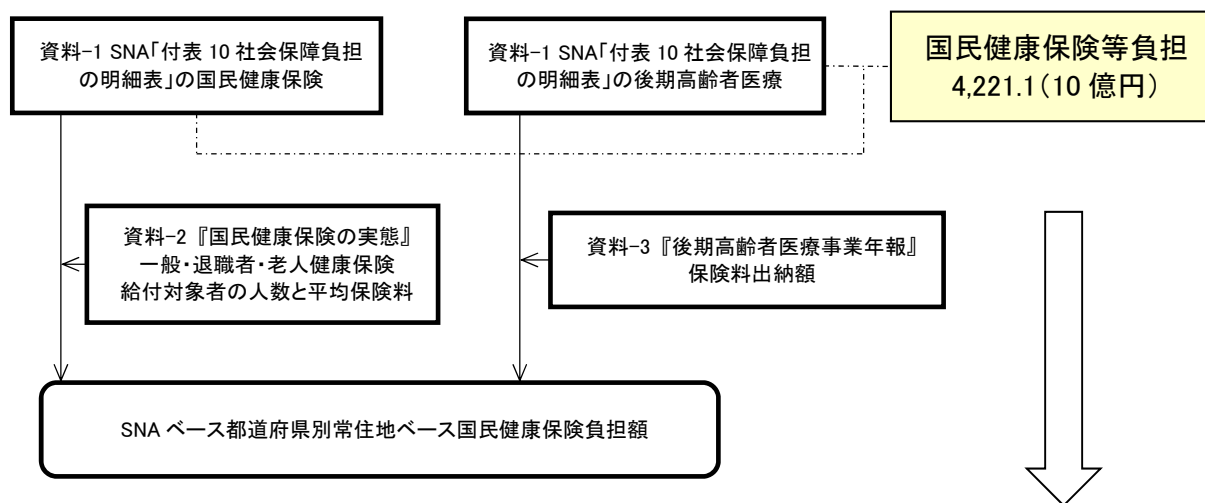
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）…「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）…「第 4 表 都道府県別経理状況（1）保険料出納状況」の出納額

② 推計方法

- 都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2. 国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3 の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- 国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成27年度 負担額		都道府県	平成27年度 負担額
1	北海道	167,196	25	滋賀県	37,960
2	青森県	38,576	26	京都府	81,342
3	岩手県	32,257	27	大阪府	294,164
4	宮城県	68,275	28	兵庫県	179,164
5	秋田県	26,136	29	奈良県	42,625
6	山形県	34,029	30	和歌山県	31,898
7	福島県	51,484	31	鳥取県	15,111
8	茨城県	91,415	32	島根県	19,132
9	栃木県	74,365	33	岡山県	56,178
10	群馬県	63,250	34	広島県	86,897
11	埼玉県	240,166	35	山口県	46,123
12	千葉県	195,674	36	徳島県	22,362
13	東京都	674,967	37	香川県	29,516
14	神奈川県	306,931	38	愛媛県	39,637
15	新潟県	61,228	39	高知県	22,221
16	富山県	30,240	40	福岡県	146,964
17	石川県	34,162	41	佐賀県	26,381
18	福井県	21,545	42	長崎県	42,752
19	山梨県	27,364	43	熊本県	53,897
20	長野県	63,566	44	大分県	32,945
21	岐阜県	66,158	45	宮崎県	34,500
22	静岡県	121,927	46	鹿児島県	43,837
23	愛知県	252,723	47	沖縄県	34,781
24	三重県	57,080		合計	4,221,101

2.2.4 国家公務員共済組合

(1) 負担

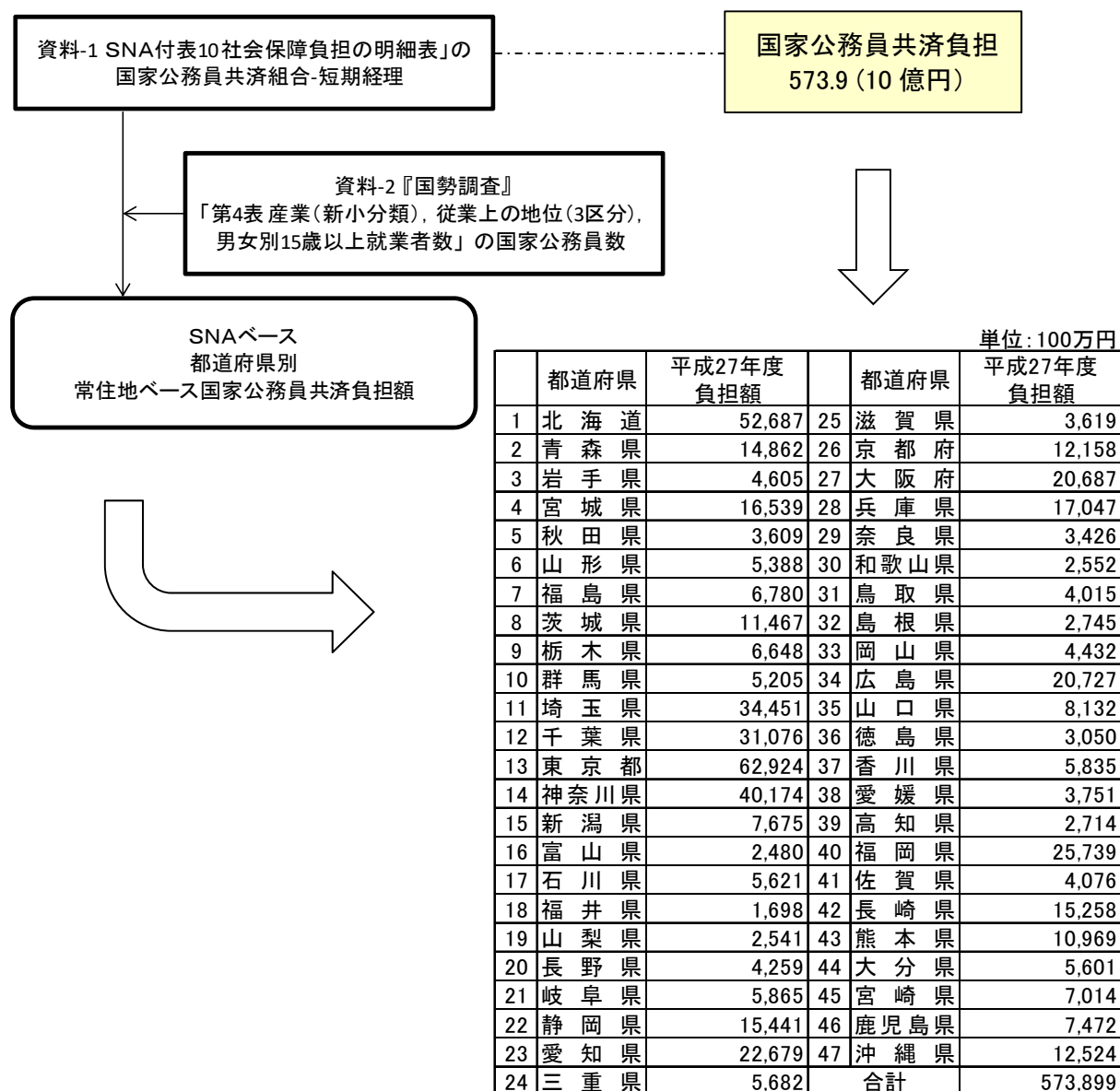
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（1）国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.5 地方公務員共済組合

(1) 負担

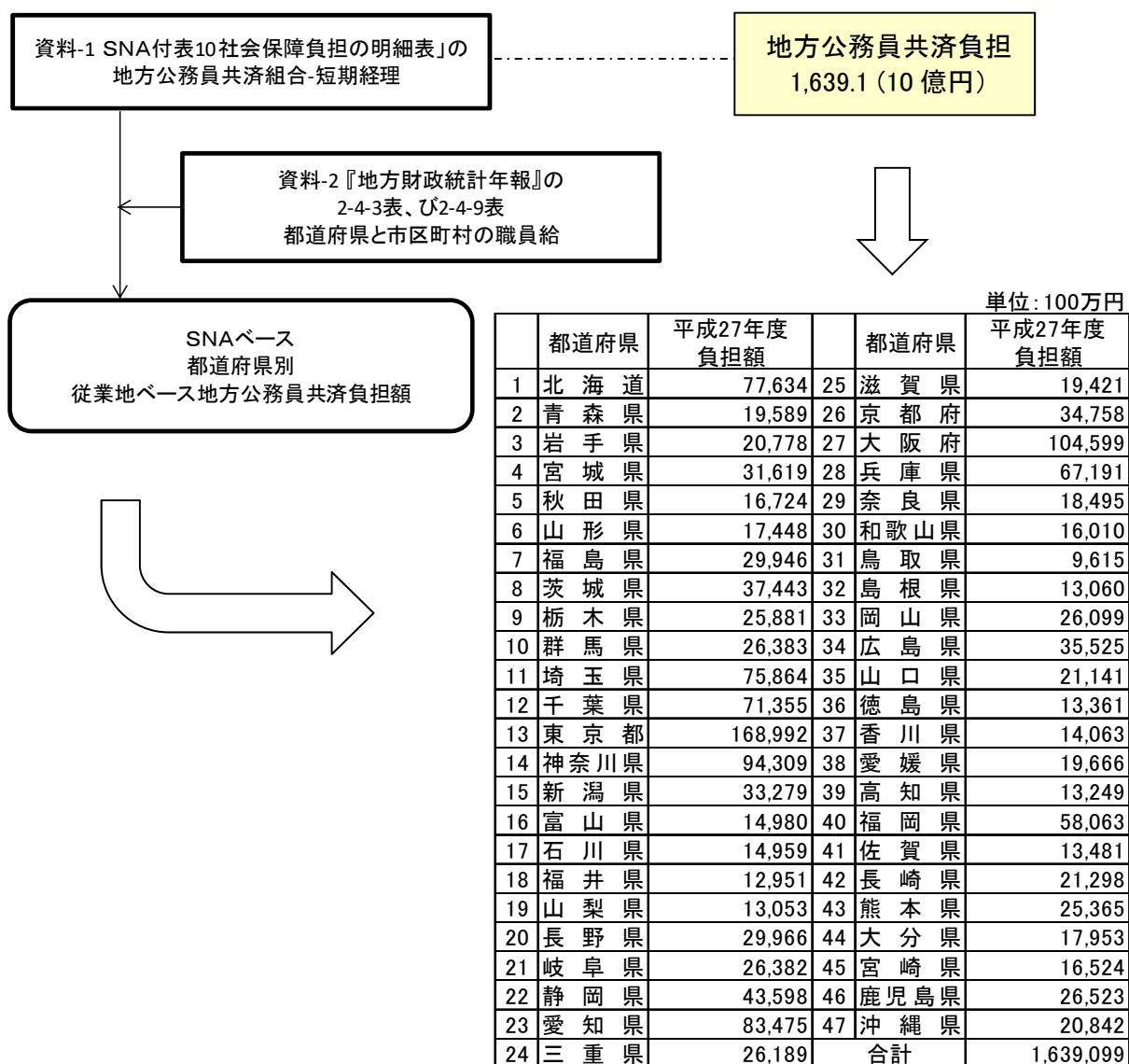
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）---「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.6 私学・その他共済

(1) 負担

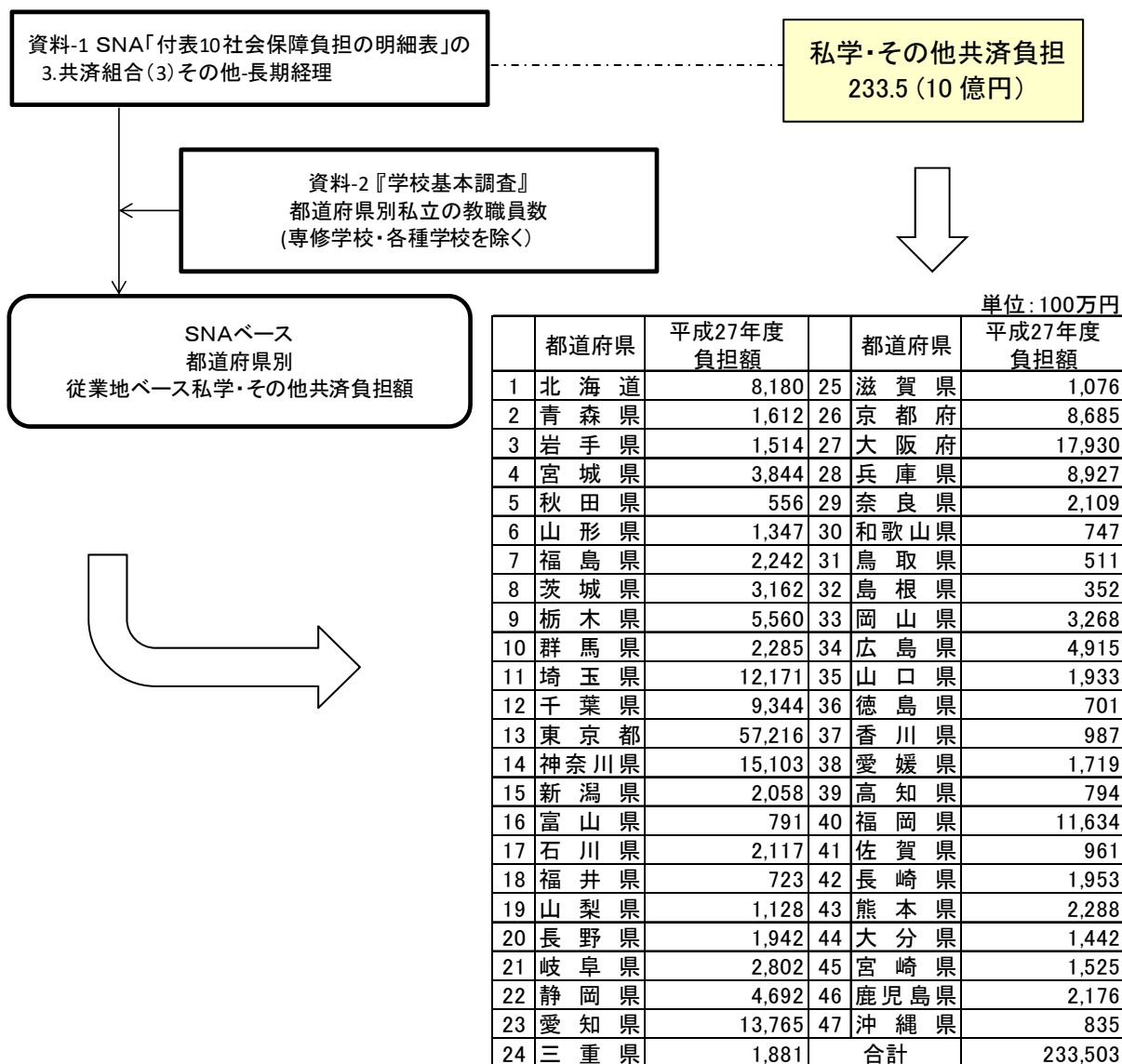
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の給与水準の違いは反映できていない）。なお、資料2の詳細については、2.1.5 【負担】を参照。

③ 推計フロー



2.2.7 船員保険

(1) 負担

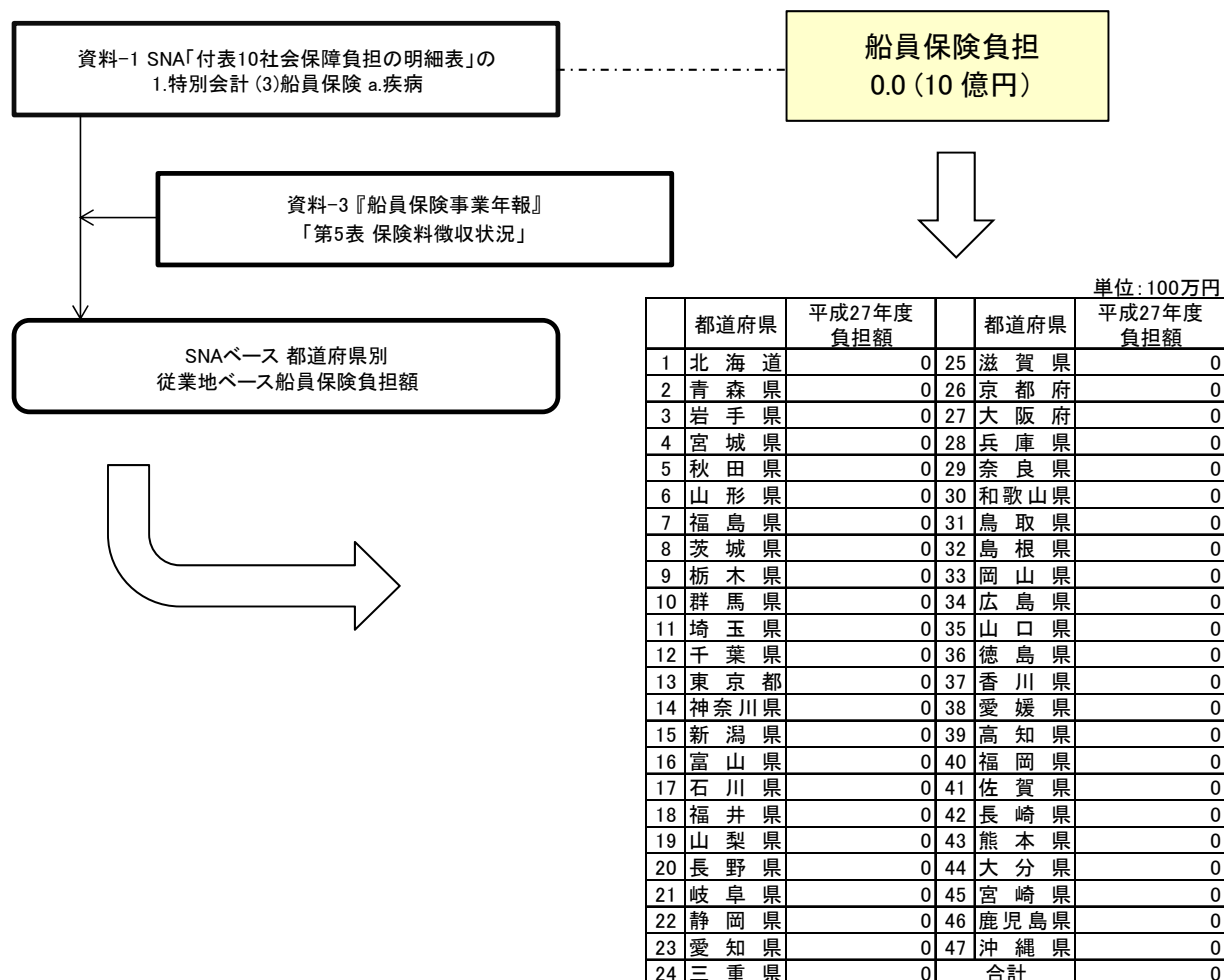
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 1 表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計 (3) 船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009 年度については資料-4 の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010 年度以降は資料-1 で空白となっているので計上しない。

③ 推計フロー



2.2.8 若年医療給付（社会保険診療報酬支払基金分）

(1) 給付

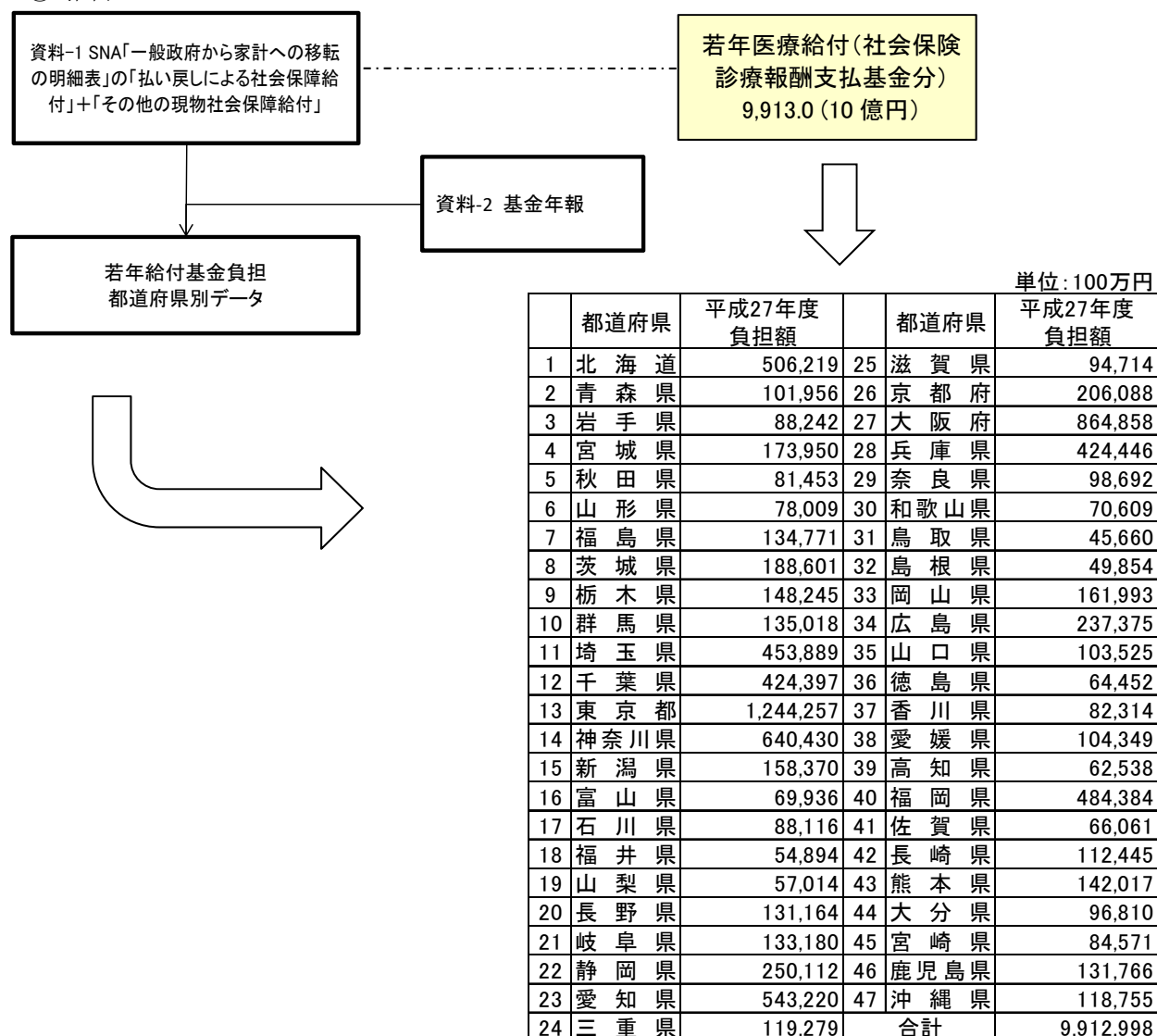
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1. 社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額（平成 19 年度までは、左記額より市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除）

② 推計方法

- ・資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③ 推計フロー



2.2.9 若年医療給付（国保・一般、退職者、組合給付分）

(1) 給付

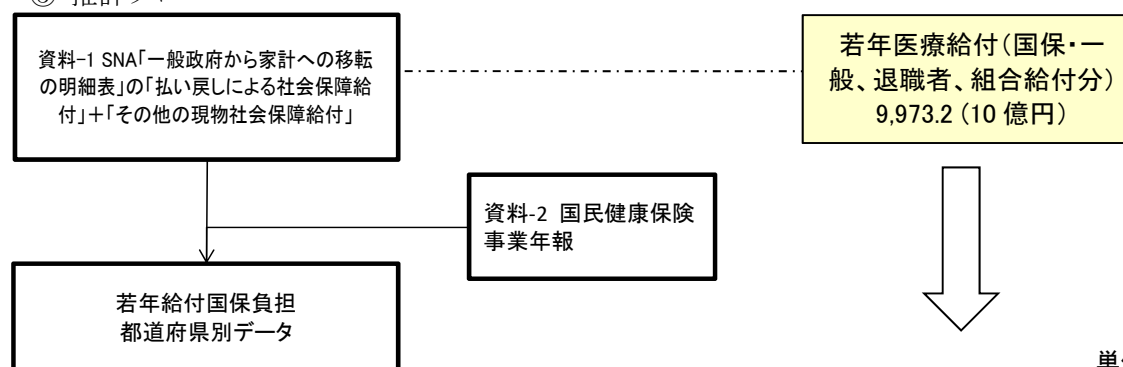
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1. 社会保障給付のうち(2)国民健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11 表 都道府県別医療費の状況（その1）保険者負担額（平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除）

② 推計方法

- ・資料-1の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2で按分したものを推計値とする。

③ 推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成27年度 給付額		都道府県	平成27年度 給付額
1	北海道	452,349	25	滋賀県	98,250
2	青森県	111,580	26	京都府	204,388
3	岩手県	101,885	27	大阪府	755,219
4	宮城県	176,134	28	兵庫県	437,736
5	秋田県	84,920	29	奈良県	109,788
6	山形県	83,331	30	和歌山県	91,370
7	福島県	156,915	31	鳥取県	44,964
8	茨城県	224,002	32	島根県	57,339
9	栃木県	151,340	33	岡山県	159,557
10	群馬県	156,297	34	広島県	232,194
11	埼玉県	548,559	35	山口県	130,116
12	千葉県	473,619	36	徳島県	62,174
13	東京都	953,816	37	香川県	86,382
14	神奈川県	653,264	38	愛媛県	122,348
15	新潟県	167,378	39	高知県	70,673
16	富山県	75,636	40	福岡県	405,682
17	石川県	92,590	41	佐賀県	74,854
18	福井県	58,027	42	長崎県	137,323
19	山梨県	69,485	43	熊本県	164,024
20	長野県	159,582	44	大分県	106,664
21	岐阜県	164,550	45	宮崎県	101,107
22	静岡県	287,480	46	鹿児島県	158,687
23	愛知県	500,200	47	沖縄県	119,742
24	三重県	139,681		合計	9,973,201

2.2.10 老人保健医療（後期高齢者医療）給付

(1) 給付

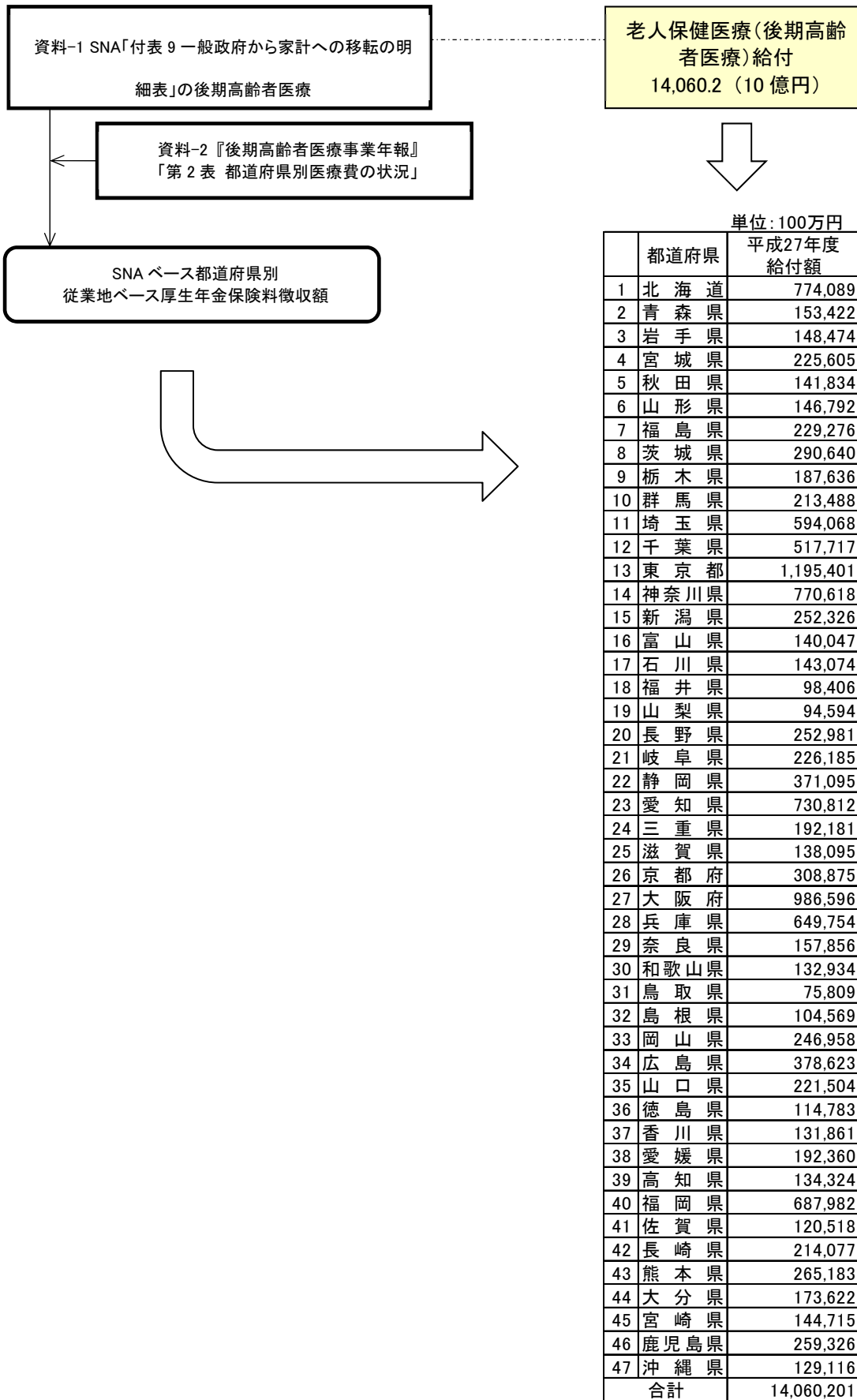
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』（厚生労働省）----第 2 表 都道府県別医療費の状況（1）医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その 6）老人保健負担分

② 推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③ 推計フロー



2.2.1 1 介護

(1) 負担

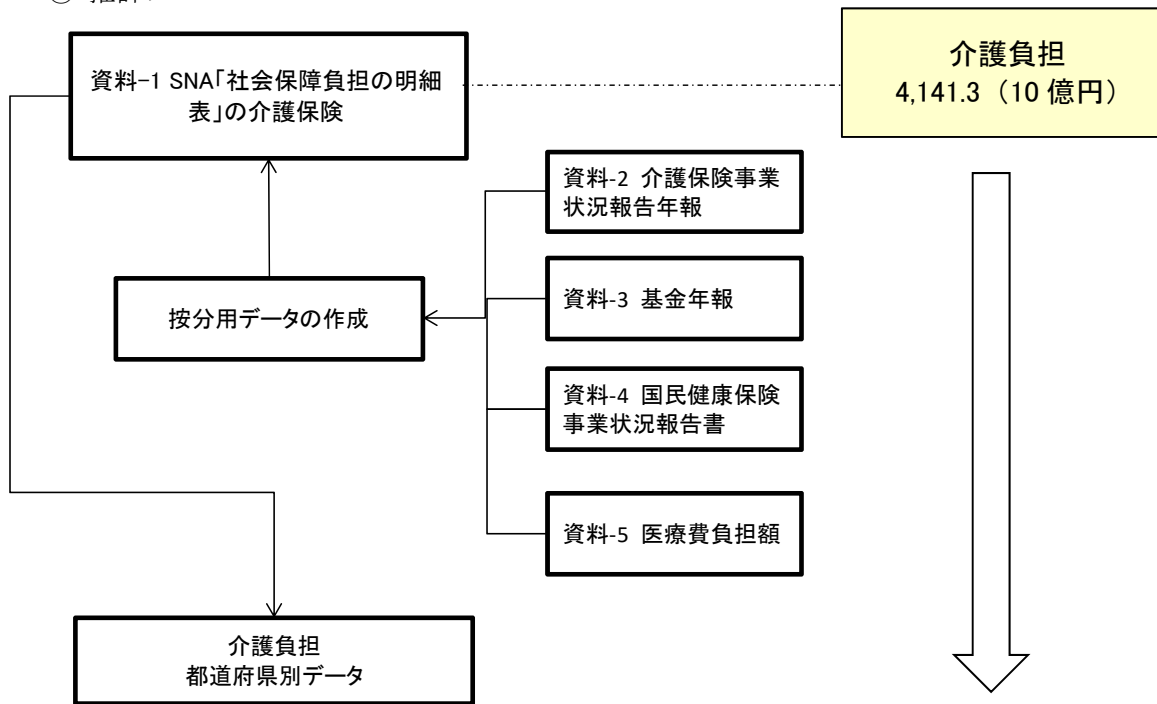
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』(厚生労働省) ----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計 (第 1 号被保険者負担額)
- ・資料-3 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金) ----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況 (第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』(厚生労働省) ----B 表 介護納付金 (第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-5 『医療費負担額』(本調査)

② 推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額(資料-2)と第 2 号被保険者負担額(資料-3、資料-4)から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道府県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成27年度 負担額		都道府県	平成27年度 負担額
1	北海道	157,073	25	滋賀県	40,451
2	青森県	41,563	26	京都府	81,275
3	岩手県	39,853	27	大阪府	305,826
4	宮城県	68,055	28	兵庫県	159,793
5	秋田県	35,177	29	奈良県	37,620
6	山形県	37,628	30	和歌山県	31,470
7	福島県	57,478	31	鳥取県	19,373
8	茨城県	82,795	32	島根県	24,362
9	栃木県	57,036	33	岡山県	63,518
10	群馬県	62,050	34	広島県	95,047
11	埼玉県	178,119	35	山口県	46,834
12	千葉県	154,923	36	徳島県	24,395
13	東京都	699,248	37	香川県	33,089
14	神奈川県	253,200	38	愛媛県	45,513
15	新潟県	78,754	39	高知県	23,117
16	富山県	40,524	40	福岡県	149,204
17	石川県	39,166	41	佐賀県	26,000
18	福井県	27,227	42	長崎県	42,706
19	山梨県	25,565	43	熊本県	54,117
20	長野県	69,109	44	大分県	35,877
21	岐阜県	64,535	45	宮崎県	34,124
22	静岡県	119,670	46	鹿児島県	49,560
23	愛知県	236,166	47	沖縄県	35,046
24	三重県	58,068		合計	4,141,299

(2) 給付

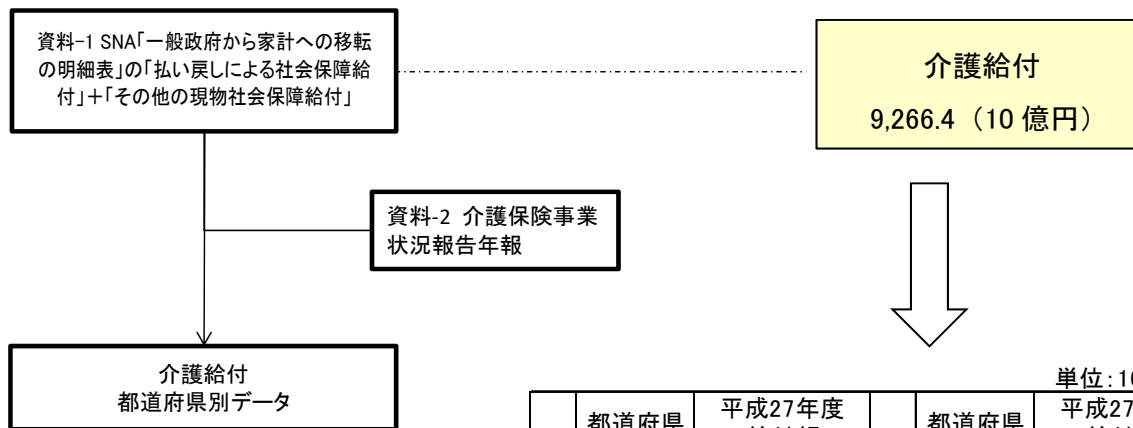
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

② 推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成27年度 給付額		都道府県	平成27年度 給付額
1	北海道	407,752	25	滋賀県	91,163
2	青森県	129,155	26	京都府	203,738
3	岩手県	117,838	27	大阪府	653,145
4	宮城県	162,518	28	兵庫県	400,314
5	秋田県	115,078	29	奈良県	100,470
6	山形県	105,951	30	和歌山県	98,194
7	福島県	158,384	31	鳥取県	56,228
8	茨城県	190,303	32	島根県	75,999
9	栃木県	127,100	33	岡山県	166,799
10	群馬県	150,435	34	広島県	228,281
11	埼玉県	387,255	35	山口県	124,955
12	千葉県	357,368	36	徳島県	75,152
13	東京都	821,408	37	香川県	86,507
14	神奈川県	550,583	38	愛媛県	135,679
15	新潟県	218,638	39	高知県	70,323
16	富山県	98,848	40	福岡県	373,253
17	石川県	96,649	41	佐賀県	69,736
18	福井県	68,586	42	長崎県	128,014
19	山梨県	67,220	43	熊本県	160,712
20	長野県	181,720	44	大分県	103,575
21	岐阜県	153,582	45	宮崎県	97,808
22	静岡県	267,286	46	鹿児島県	153,780
23	愛知県	436,491	47	沖縄県	94,871
24	三重県	147,557		合計	9,266,401

2.3 税金部門

2.3.1 所得税

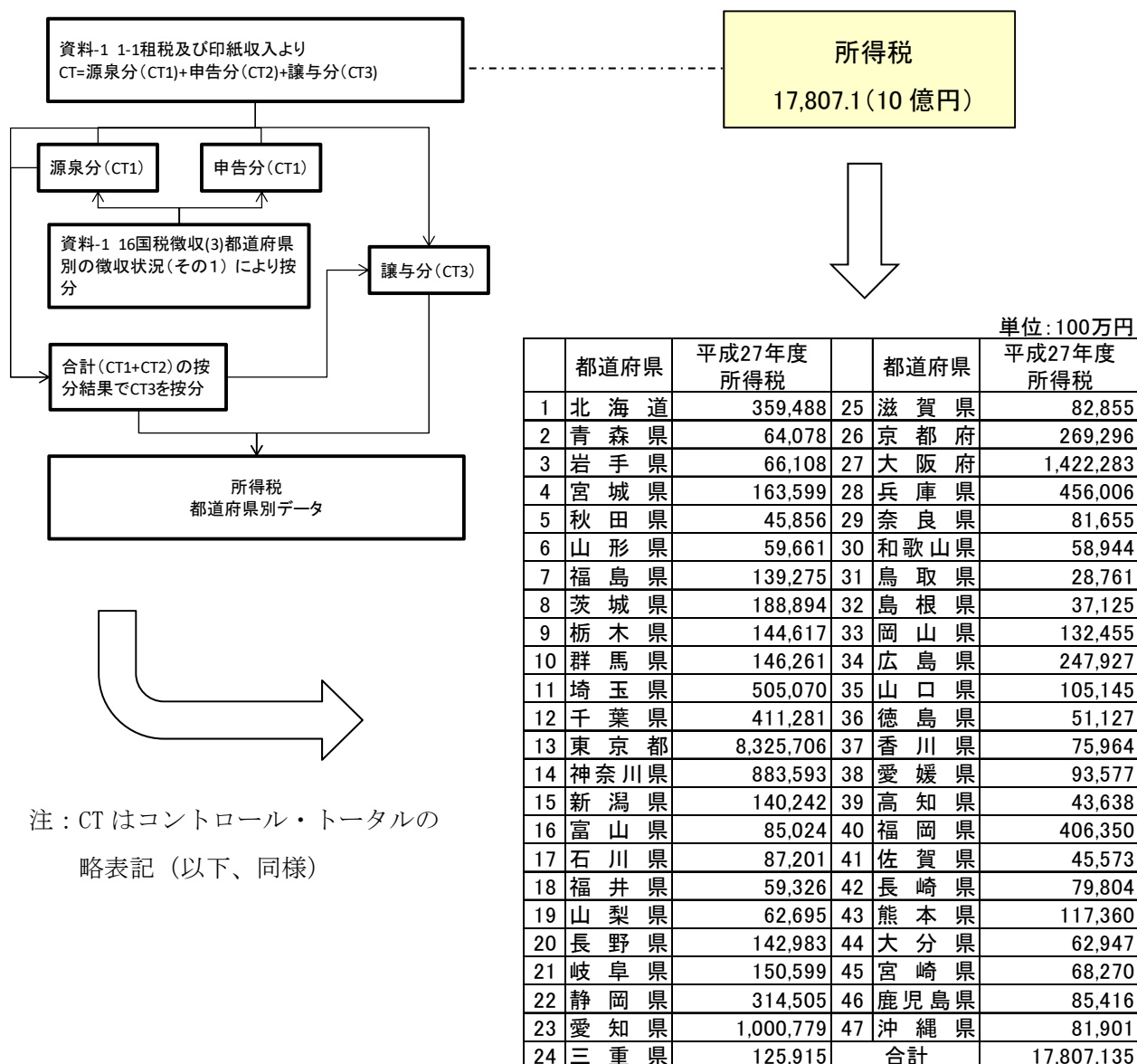
① 使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

② 推計方法

- 所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1の1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1の16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分（平成24年度以降は復興特別所得税を含む）の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与分）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

③ 推計フロー



注：CT はコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

2.3.2 法人税

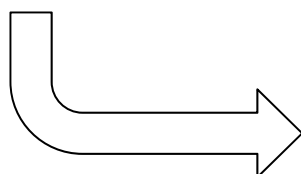
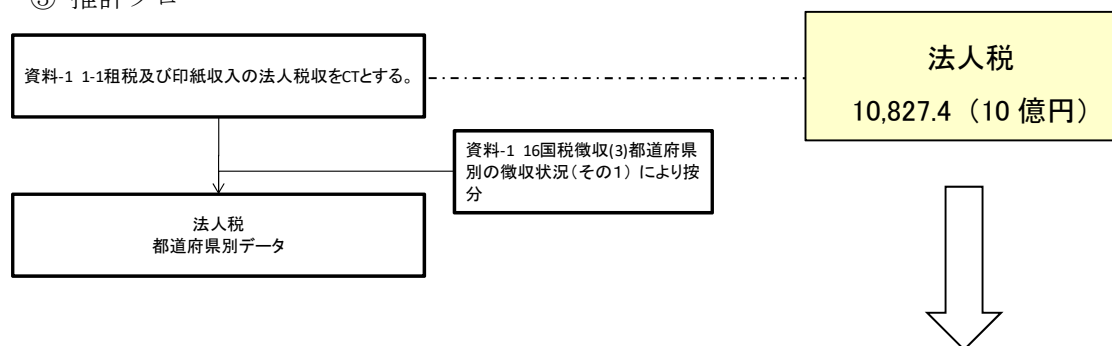
① 使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

② 推計方法

- ・法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税（平成24年度以降は復興特別法人税を含む）の都道府県別データにより按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成27年度 法人税		都道府県	平成27年度 法人税
1	北海道	184,526	25	滋賀県	34,802
2	青森県	27,153	26	京都府	162,763
3	岩手県	34,421	27	大阪府	1,090,642
4	宮城県	88,225	28	兵庫県	224,553
5	秋田県	18,176	29	奈良県	22,656
6	山形県	25,274	30	和歌山県	22,358
7	福島県	81,636	31	鳥取県	12,306
8	茨城県	78,860	32	島根県	20,191
9	栃木県	56,199	33	岡山県	78,974
10	群馬県	80,323	34	広島県	173,621
11	埼玉県	189,392	35	山口県	84,132
12	千葉県	195,202	36	徳島県	30,795
13	東京都	5,313,669	37	香川県	48,443
14	神奈川県	357,703	38	愛媛県	72,797
15	新潟県	81,708	39	高知県	21,314
16	富山県	56,925	40	福岡県	247,016
17	石川県	48,142	41	佐賀県	25,109
18	福井県	35,446	42	長崎県	36,343
19	山梨県	47,010	43	熊本県	35,685
20	長野県	77,587	44	大分県	32,120
21	岐阜県	89,375	45	宮崎県	28,056
22	静岡県	156,770	46	鹿児島県	44,138
23	愛知県	852,268	47	沖縄県	51,109
24	三重県	51,490		合計	10,827,403

2.3.3 消費税

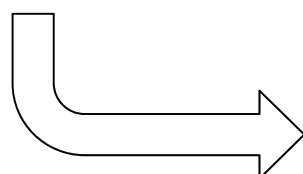
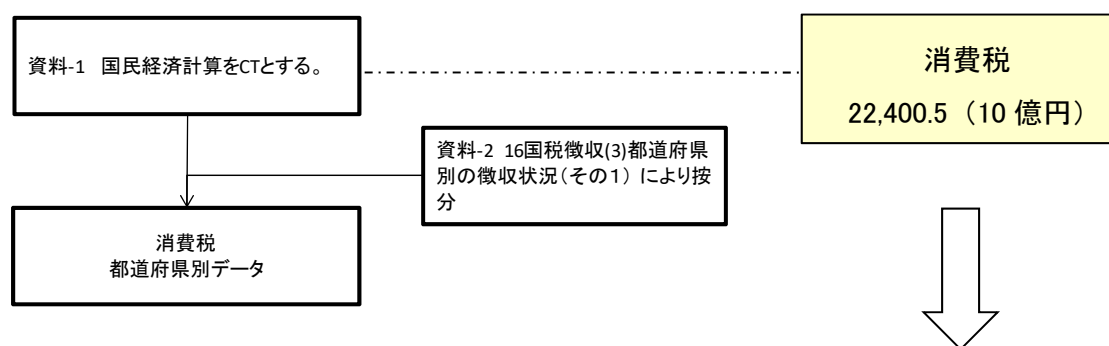
① 使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
(1)生産物に課される税 a. 付加価値型税(VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収(3)都道府県別の消費税
の徴収状況（その1）

② 推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データにより按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成27年度 消費税		都道府県	平成27年度 消費税
1	北海道	591,111	25	滋賀県	120,098
2	青森県	124,313	26	京都府	358,730
3	岩手県	117,428	27	大阪府	2,055,046
4	宮城県	290,790	28	兵庫県	601,698
5	秋田県	80,797	29	奈良県	81,231
6	山形県	110,849	30	和歌山県	84,826
7	福島県	210,096	31	鳥取県	47,496
8	茨城県	276,633	32	島根県	64,454
9	栃木県	192,246	33	岡山県	218,412
10	群馬県	236,246	34	広島県	398,000
11	埼玉県	636,544	35	山口県	152,106
12	千葉県	504,789	36	徳島県	67,133
13	東京都	8,558,202	37	香川県	124,305
14	神奈川県	1,130,935	38	愛媛県	154,952
15	新潟県	267,072	39	高知県	63,546
16	富山県	168,129	40	福岡県	647,515
17	石川県	153,523	41	佐賀県	73,610
18	福井県	103,722	42	長崎県	113,250
19	山梨県	79,248	43	熊本県	140,963
20	長野県	231,282	44	大分県	115,476
21	岐阜県	245,446	45	宮崎県	93,449
22	静岡県	432,110	46	鹿児島県	144,879
23	愛知県	1,436,838	47	沖縄県	118,766
24	三重県	182,210		合計	22,400,500

2.3.4 自動車重量税

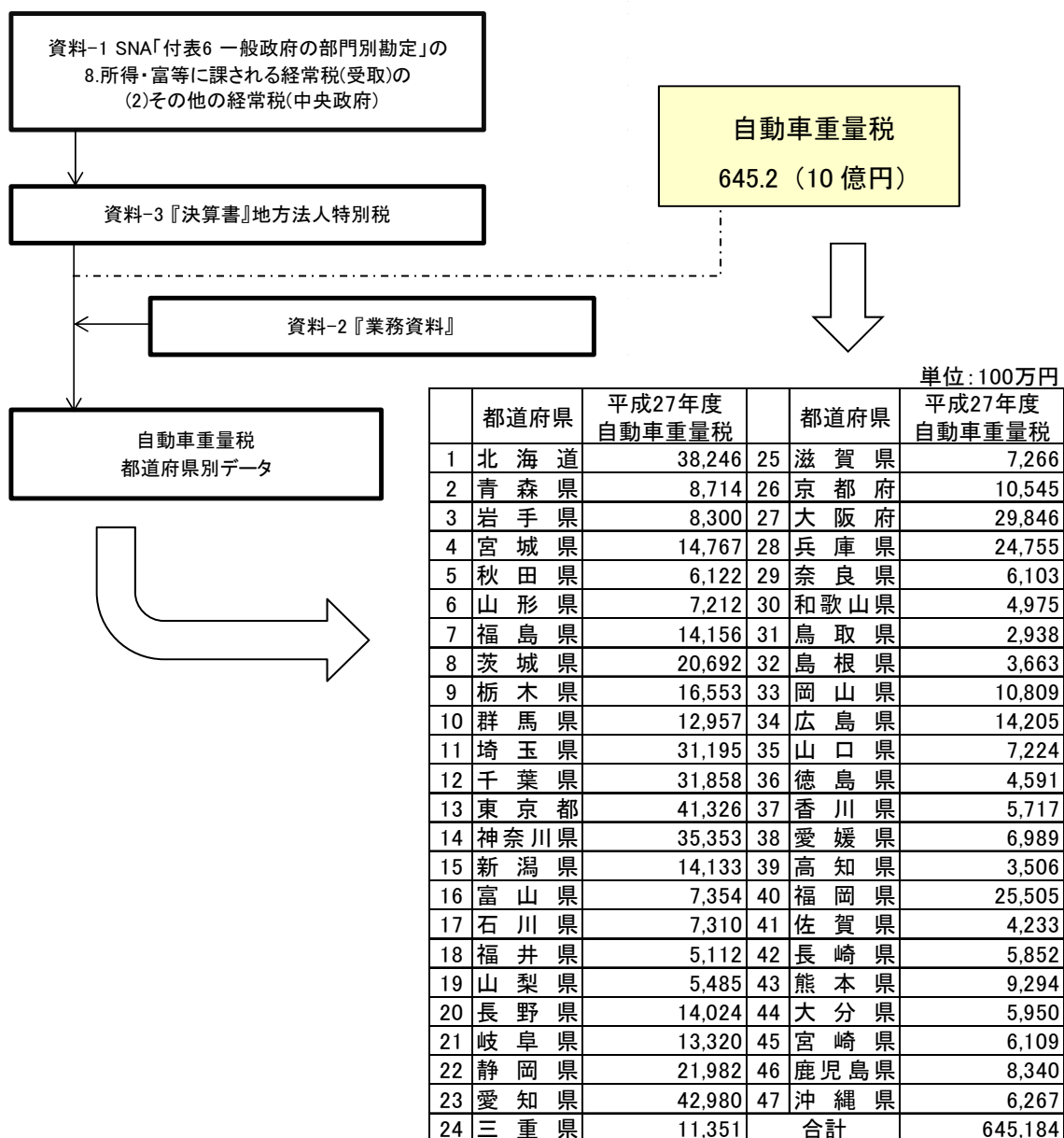
① 使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）
- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの
- 資料-3 『決算書』（財務省）----地方法人特別税（交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額）

② 推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 から資料-3 を控除した値を2倍したものとする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③ 推計フロー



2.3.5 輸入関税

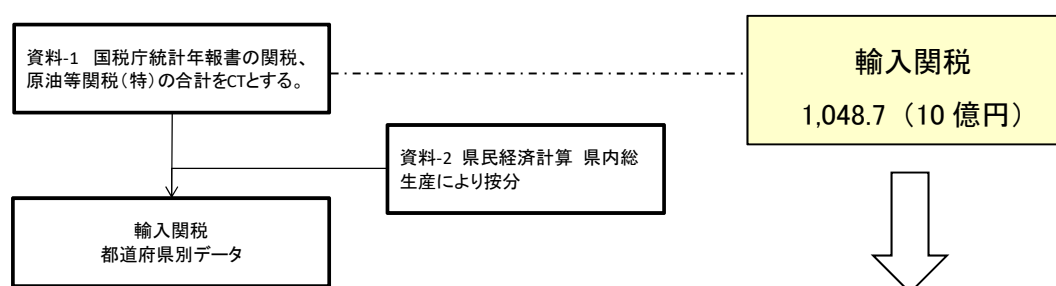
① 使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』(国税庁) ----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』(内閣府) ----都道府県別県内総生産(実質固定)

② 推計方法

- ・輸入関税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。都道府県別の値は、データ等の制約から資料-2 の県内総生産により按分して求める。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成27年度 輸入関税		都道府県	平成27年度 輸入関税
1	北海道	36,285	25	滋賀県	11,738
2	青森県	8,821	26	京都府	19,859
3	岩手県	8,993	27	大阪府	75,261
4	宮城県	18,320	28	兵庫県	39,279
5	秋田県	6,456	29	奈良県	6,890
6	山形県	7,654	30	和歌山県	6,681
7	福島県	14,828	31	鳥取県	3,412
8	茨城県	24,451	32	島根県	4,932
9	栃木県	17,104	33	岡山県	14,874
10	群馬県	16,304	34	広島県	22,724
11	埼玉県	43,003	35	山口県	11,101
12	千葉県	38,457	36	徳島県	5,924
13	東京都	204,818	37	香川県	7,293
14	神奈川県	65,349	38	愛媛県	9,364
15	新潟県	16,741	39	高知県	4,584
16	富山県	8,844	40	福岡県	35,947
17	石川県	8,774	41	佐賀県	5,289
18	福井県	6,188	42	長崎県	8,377
19	山梨県	6,250	43	熊本県	10,642
20	長野県	16,473	44	大分県	8,292
21	岐阜県	14,371	45	宮崎県	6,996
22	静岡県	32,821	46	鹿児島県	10,349
23	愛知県	73,912	47	沖縄県	7,971
24	三重県	15,748		合計	1,048,744

2.3.6 その他（税金）

① 使用データ

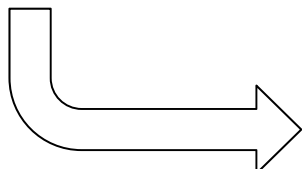
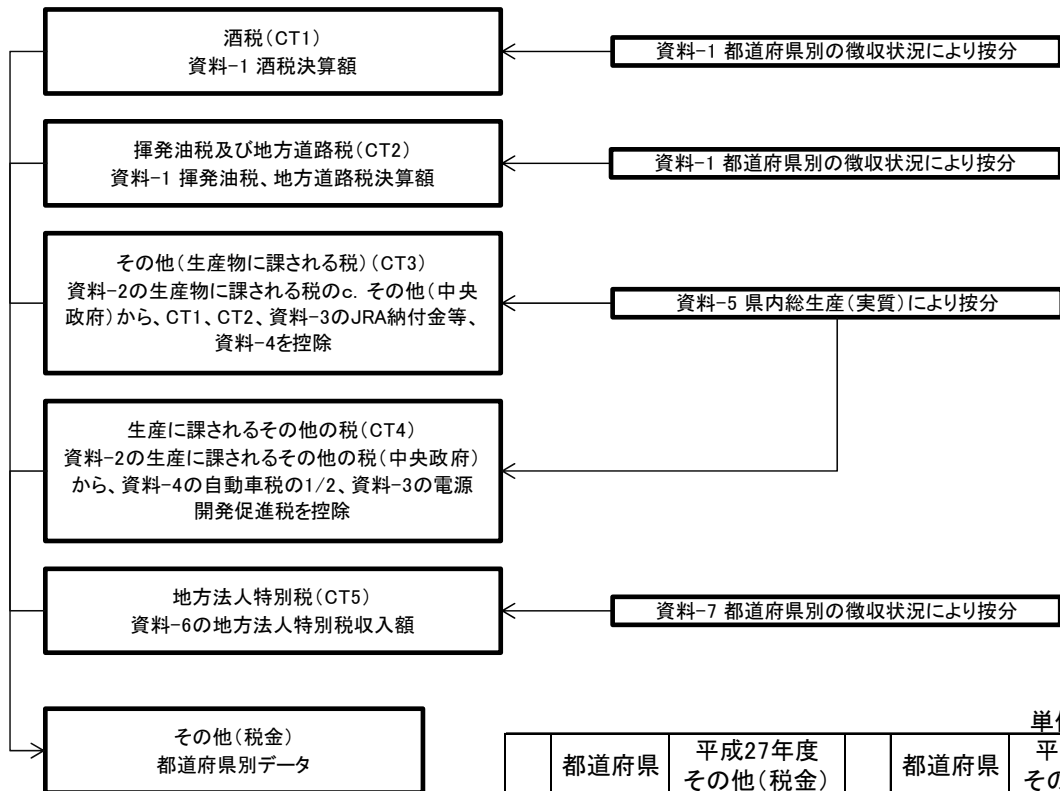
- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----「付表6. 一般政府の部門別勘定」(1)生産物に課される税のc. その他（中央政府分）、(2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、（本調査）
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）
- ・資料-6 『決算書』（財務省）----地方法人特別税（交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額）
- ・資料-7 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 事業税収入額

② 推計方法

- ・その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、地方法人特別税の5つの部分から構成される。なお、これら以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める納付金についても扱うこととし、東京都分として加算する。
- ・酒税は、資料-1の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・揮発油税及び地方道路税は、資料-1の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・その他（生産物に課される税）の控除分は、資料-2の生産物に課される税のc. その他（中央政府）から資料-1酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金、資料-4の諸税、輸入関税分を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。
- ・その他（生産に課されるその他の税）の控除分は、資料-2の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4の自動車重量税の1/2、資料-3の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。

- 地方法人特別税については、資料-6の歳入額をコントロールトータルとし、資料-7の税収額の比で按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成27年度 その他(税金)		都道府県	平成27年度 その他(税金)
1	北海道	358,316	25	滋賀県	64,702
2	青森県	68,176	26	京都府	148,827
3	岩手県	39,912	27	大阪府	790,034
4	宮城県	220,500	28	兵庫県	253,719
5	秋田県	47,599	29	奈良県	29,070
6	山形県	40,889	30	和歌山県	109,136
7	福島県	119,347	31	鳥取県	15,262
8	茨城県	320,978	32	島根県	22,375
9	栃木県	125,337	33	岡山県	279,721
10	群馬県	131,199	34	広島県	108,846
11	埼玉県	199,966	35	山口県	244,726
12	千葉県	609,862	36	徳島県	26,653
13	東京都	2,098,496	37	香川県	114,450
14	神奈川県	1,007,725	38	愛媛県	126,740
15	新潟県	92,984	39	高知県	20,502
16	富山県	60,090	40	福岡県	272,622
17	石川県	42,968	41	佐賀県	25,164
18	福井県	32,275	42	長崎県	35,962
19	山梨県	35,507	43	熊本県	61,923
20	長野県	78,152	44	大分県	139,415
21	岐阜県	68,078	45	宮崎県	66,180
22	静岡県	194,802	46	鹿児島県	74,454
23	愛知県	664,508	47	沖縄県	78,319
24	三重県	318,560		合計	10,085,028

2.3.7 個人住民税

① 使用データ

・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）

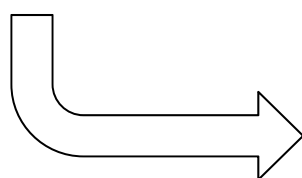
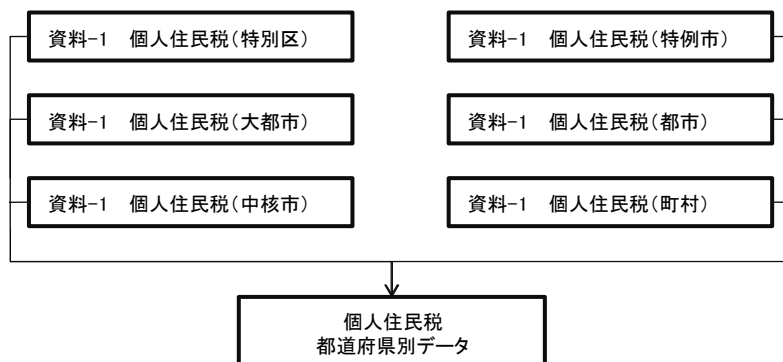
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（所得割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（所得割）

② 推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成27年度 個人住民税		都道府県	平成27年度 個人住民税
1	北海道	396,789	25	滋賀県	124,955
2	青森県	78,756	26	京都府	261,101
3	岩手県	82,304	27	大阪府	782,921
4	宮城県	187,088	28	兵庫県	536,829
5	秋田県	59,942	29	奈良県	124,132
6	山形県	73,881	30	和歌山県	70,541
7	福島県	144,008	31	鳥取県	37,494
8	茨城県	251,688	32	島根県	47,372
9	栃木県	168,731	33	岡山県	154,325
10	群馬県	163,485	34	広島県	250,886
11	埼玉県	729,597	35	山口県	108,662
12	千葉県	657,222	36	徳島県	56,438
13	東京都	2,107,433	37	香川県	79,683
14	神奈川県	1,119,937	38	愛媛県	96,011
15	新潟県	166,412	39	高知県	48,862
16	富山県	91,487	40	福岡県	408,155
17	石川県	97,440	41	佐賀県	54,747
18	福井県	65,286	42	長崎県	89,748
19	山梨県	66,941	43	熊本県	117,168
20	長野県	166,112	44	大分県	77,642
21	岐阜県	171,009	45	宮崎県	67,160
22	静岡県	350,680	46	鹿児島県	101,161
23	愛知県	824,908	47	沖縄県	82,599
24	三重県	163,964		合計	12,163,692

2.3.8 法人住民税

① 使用データ

・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（法人均等割、法人税割）

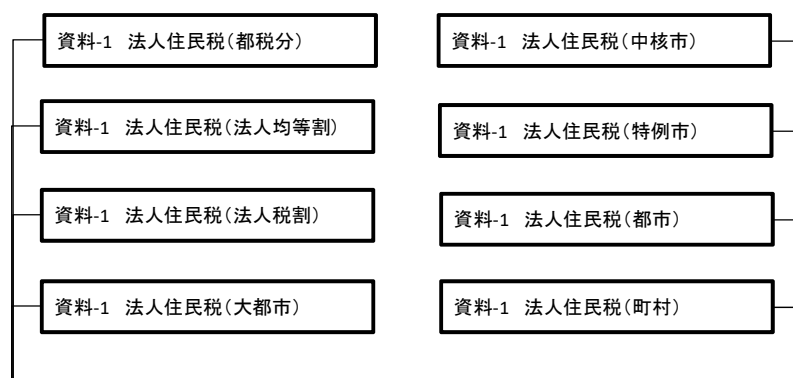
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（法人均等割、法人税割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（法人均等割、法人税割）

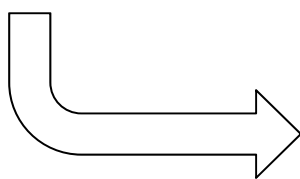
② 推計方法

・法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③ 推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位: 100万円

	都道府県	平成27年度 法人住民税		都道府県	平成27年度 法人住民税
1	北海道	83,072	25	滋賀県	28,065
2	青森県	15,980	26	京都府	58,273
3	岩手県	19,927	27	大阪府	269,391
4	宮城県	53,194	28	兵庫県	96,976
5	秋田県	13,978	29	奈良県	13,850
6	山形県	15,796	30	和歌山県	12,255
7	福島県	36,209	31	鳥取県	7,797
8	茨城県	56,036	32	島根県	10,665
9	栃木県	46,071	33	岡山県	35,606
10	群馬県	49,148	34	広島県	60,464
11	埼玉県	108,504	35	山口県	24,733
12	千葉県	97,091	36	徳島県	13,506
13	東京都	926,998	37	香川県	22,265
14	神奈川県	177,937	38	愛媛県	25,320
15	新潟県	41,808	39	高知県	10,135
16	富山県	22,020	40	福岡県	101,671
17	石川県	25,748	41	佐賀県	11,799
18	福井県	18,100	42	長崎県	18,456
19	山梨県	21,313	43	熊本県	25,163
20	長野県	37,803	44	大分県	17,072
21	岐阜県	34,862	45	宮崎県	13,693
22	静岡県	76,415	46	鹿児島県	21,213
23	愛知県	243,202	47	沖縄県	17,025
24	三重県	31,125		合計	3,167,730

2.3.9 その他の経常税（非法人）

① 使用データ

・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（個人均等割）、自動車税、自動車取得税、事業税

2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（個人均等割）、軽自動車税

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（個人均等割）、軽自動車税

・資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車取得税、狩猟税

・資料-3 『国民経済計算』（内閣府）----付表6の6.一般政府の部門別勘定の8.所得・富等に課される経常税(受取)の(2)その他の経常税「地方政府」の値

② 推計方法

・その他の経常税は、資料-3 のその他の経常税（地方税）をコントロールトータルとし、資料-1 の事業税を控除した「事業税以外」と「事業税」に分割する。

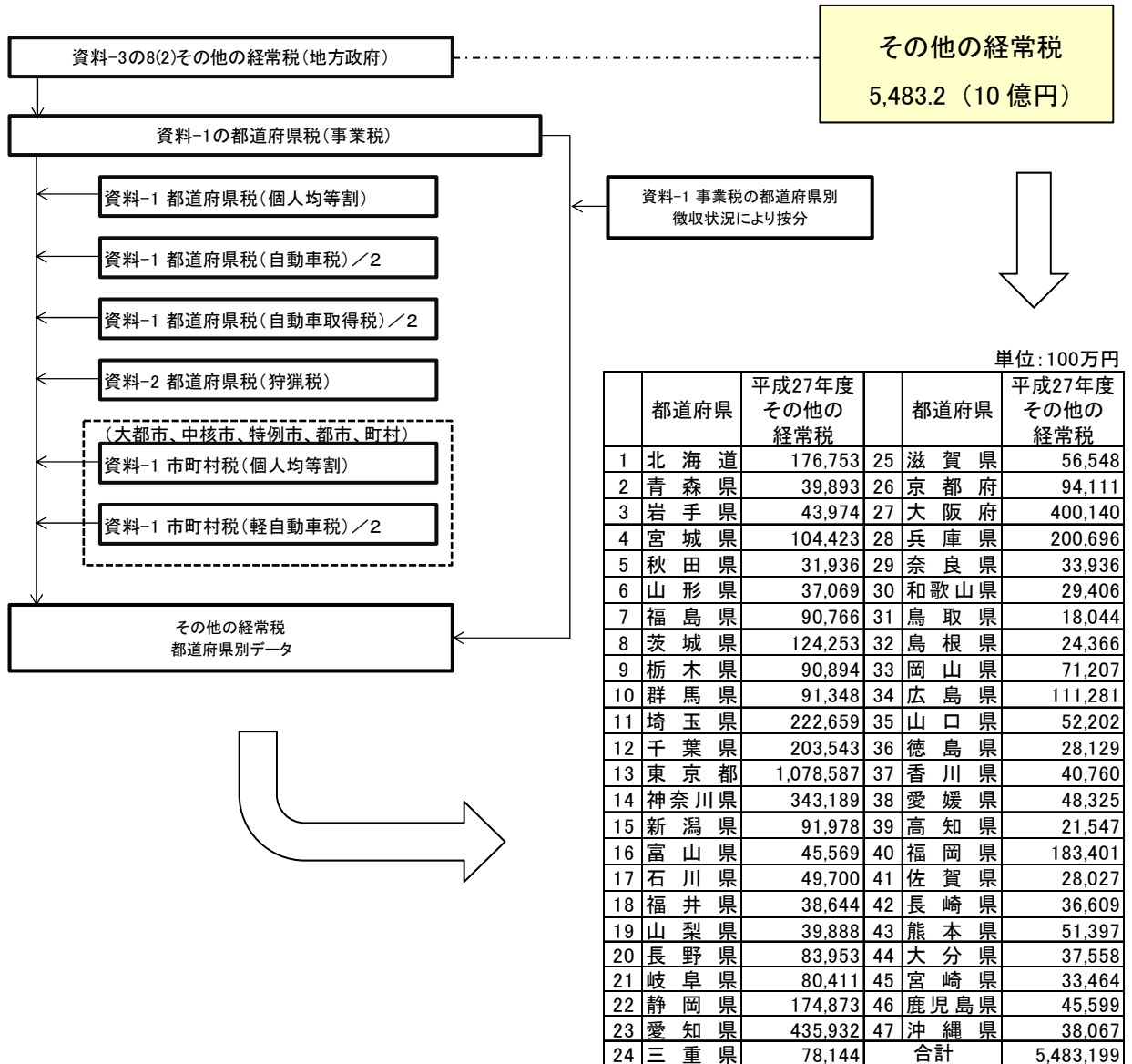
・事業税以外は、道府県民税（個人均等割）＋市町村民税（個人均等割）＋自動車税の1／2＋自動車取得税の1／2＋軽自動車税の1／2＋狩猟税であり、資料-1、資料-2 のデータの都道府県比で按分する。

・事業税は、資料-1 の事業税の都道府県別の徴収額を用いる。

・事業税以外、事業税を合算した額をその他経常税の都道府県別データとする。

※平成14年度以前については、データの制約等により平成15～17年度の都道府県比の平均値で按分した。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成27年度 その他の 経常税		都道府県	平成27年度 その他の 経常税
1	北海道	176,753	25	滋賀県	56,548
2	青森県	39,893	26	京都府	94,111
3	岩手県	43,974	27	大阪府	400,140
4	宮城県	104,423	28	兵庫県	200,696
5	秋田県	31,936	29	奈良県	33,936
6	山形県	37,069	30	和歌山県	29,406
7	福島県	90,766	31	鳥取県	18,044
8	茨城県	124,253	32	島根県	24,366
9	栃木県	90,894	33	岡山県	71,207
10	群馬県	91,348	34	広島県	111,281
11	埼玉県	222,659	35	山口県	52,202
12	千葉県	203,543	36	徳島県	28,129
13	東京都	1,078,587	37	香川県	40,760
14	神奈川県	343,189	38	愛媛県	48,325
15	新潟県	91,978	39	高知県	21,547
16	富山県	45,569	40	福岡県	183,401
17	石川県	49,700	41	佐賀県	28,027
18	福井県	38,644	42	長崎県	36,609
19	山梨県	39,888	43	熊本県	51,397
20	長野県	83,953	44	大分県	37,558
21	岐阜県	80,411	45	宮崎県	33,464
22	静岡県	174,873	46	鹿児島県	45,599
23	愛知県	435,932	47	沖縄県	38,067
24	三重県	78,144		合計	5,483,199

2.3.10 生産物に課される税（その他）

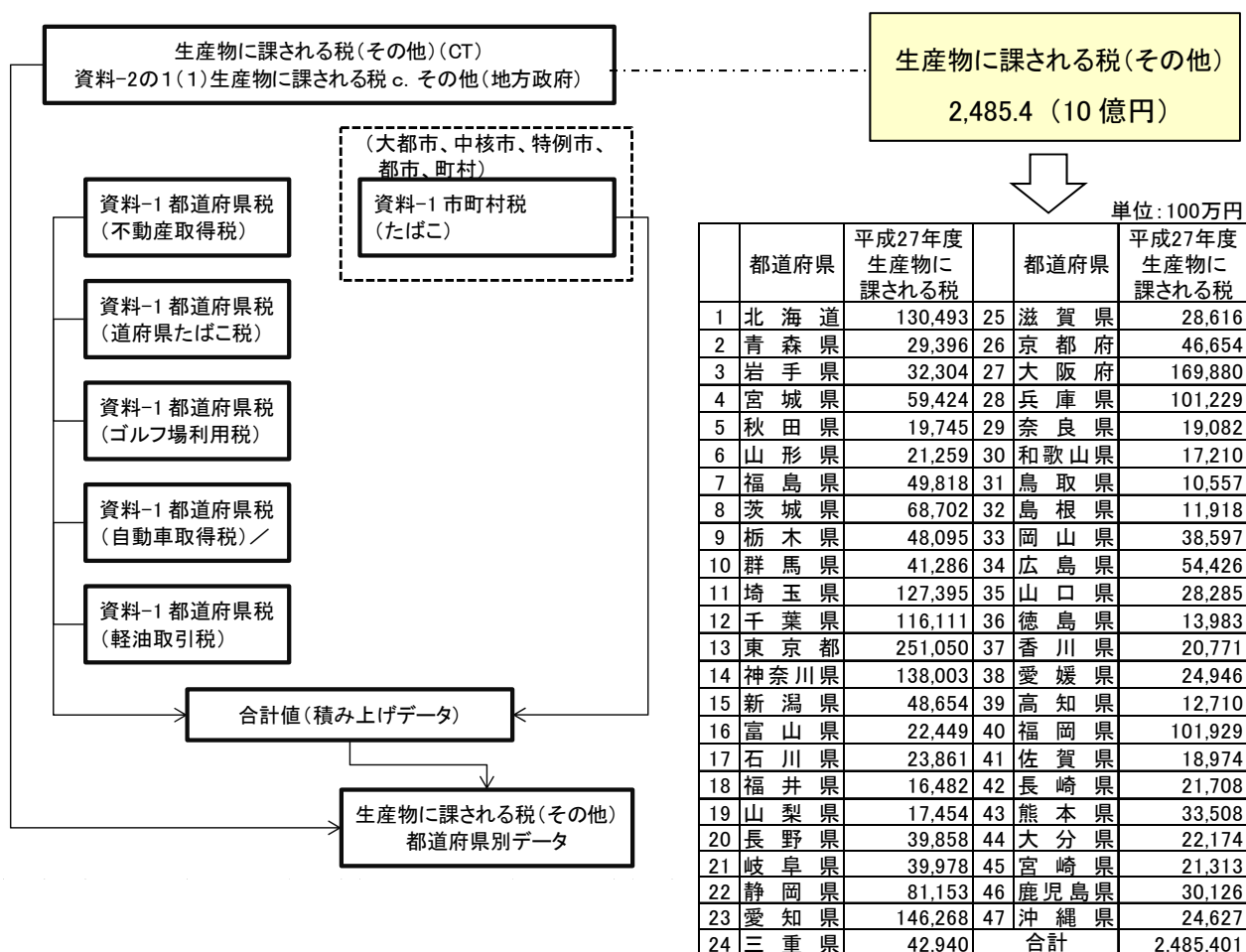
① 使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1.総括2-6-2表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5表 中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車取得税、軽油取引税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府）----付表6の6.一般政府の部門別勘定(1)生産物に課される税c.その他「地方政府」の値

② 推計方法

- 生産物に課される税（その他）は、生産に課される税（その他）＝道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税+軽油取引税）である。資料-1のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

③ 推計フロー



2.3.1 1 生産に課されるその他の税

① 使用データ

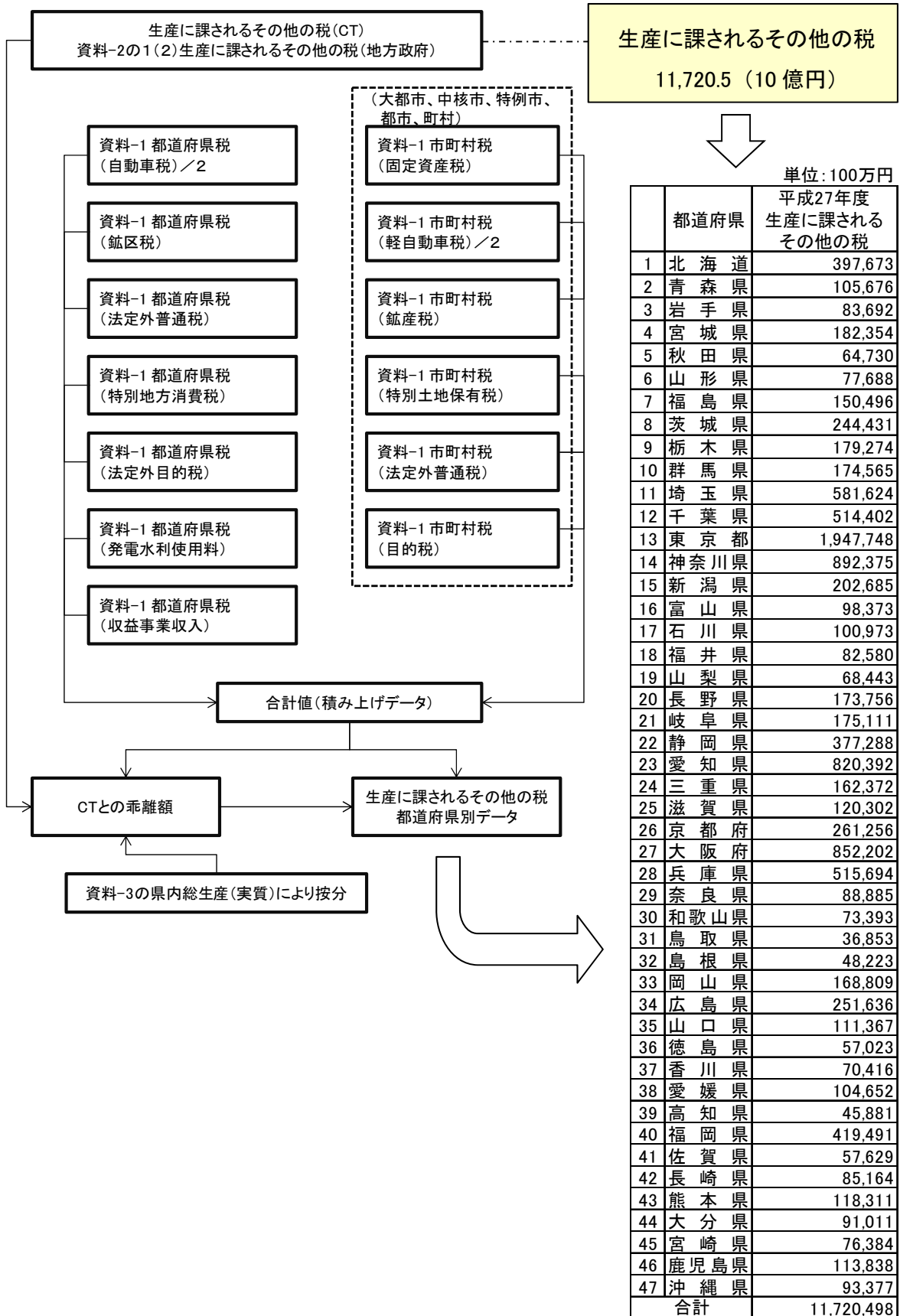
- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より自動車税, 鉦区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より収益事業収入、2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績より都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税特別区), 鉦産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 6 の 6. 一般政府の部門別勘定(1)生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

② 推計方法

- 生産に課される税（その他）は、生産に課されるその他の税＝都道府県税（自動車税の1/2+鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の1/2+鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- 資料-2 の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3 で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

※平成 14 年度以前については、データの制約等により平成 15～17 年度の都道府県比の平均値で按分した。

③ 推計フロー



2.4 県民経済計算

(1) 2006～2015 年度

① 系列名

実質・名目純移出入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

② 使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 3. 県民所得、4. 県内総生産（支出側、名目）、5. 県内総生産（支出側、実質連鎖方式）、総括表 6. 県民雇用者報酬、12. 県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出（COF0G）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストックの減耗額

③ 推計方法

- ・基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本の純ストック減耗額（ただし、2010 年度のみ東日本大震災による毀損分を除く）で按分する。

図表2-1 系列別推計資料、推計方法の概要

系列名	推計資料、推計方法
実質純移出入	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
実質 GDP	=都道府県実質 GDP の合計=地域 GDP の合計
実質民間消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間最終消費
実質民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間企業設備
実質民間住宅	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、公的総固定資本形成
実質政府消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質その他の最終需要	=実質 GDP-実質民間消費-実質民間企業設備-実質民間住宅-実質政府消費-実質公的資本形成-実質純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)

系列名	推計資料、推計方法
名目純移出入	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
名目 GDP	＝都道府県名目 GDP の合計＝地域 GDP の合計
名目民間消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間最終消費
名目民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間企業設備
名目民間住宅	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成
名目公的資本形成(うち一般政府)	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成(うち一般政府)
名目政府消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目その他の最終需要	＝名目 GDP－名目民間消費－名目民間企業設備－名目民間住宅－名目政府消費－名目公的資本形成－名目純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
就業者数	県民経済計算 総括表 12. 県内就業者数
雇用者数	県民経済計算 総括表 13. 県民雇用者数
雇用者報酬	県民経済計算 総括表 6. 県民雇用者報酬
財産所得(家計)	県民経済計算 主要系列表 3. 県民所得
固定資本減耗	CTを国民経済計算 付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出(COFOG)の固定資本減耗とし、内訳を純社会資本ストックの減耗額で按分する

(2) 1980～2005 年度

① 系列名

都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP(都道府県合計値)、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得(家計)、固定資本減耗(政府)

② 使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』(内閣府) -----平成 13－平成 26 年度(93SNA 平成 17 年基準)
- ・資料-2 『旧基準係数』(内閣府) -----平成 8－平成 21 年度(93SNA 平成 12 年基準)
- ・資料-3 『旧基準係数』(内閣府) -----平成 2－平成 15 年度(93SNA 平成 7 年基準)
- ・資料-4 『旧基準係数』(内閣府) -----昭和 50－平成 11 年度(68SNA 平成 2 年基準)

- ・資料-5 『国民経済計算』(内閣府) -----平成 28 年度年次推計(2008SNA 平成 23 年基準)
-----平成 23 年基準支出側 GDP 系列簡易遡及
- ・資料-6 『旧基準計数』(内閣府) -----平成 26 年度確報(93SNA 平成 17 年基準)
- ・資料-7 『旧基準計数』(内閣府) -----平成 21 年度確報(93SNA 平成 12 年基準)

③ 推計方法

- 遡及推計の基本的な考え方は、新しい基準の系列を優先し、データのない期間については旧基準の系列値にリンク係数を乗じて水準を調整した値で補間する。
- 具体的には、まず平成7年基準値は1990年度以降しかないため、1990年度時点で平成7年基準値÷平成2年基準値でリンク係数を求める。1980～89年度は平成2年基準値×リンク係数を遡及推計値とし、平成7年基準値を補間する。
- 同様に、1996年度時点で算出した平成12年基準値÷平成7年基準値をリンク係数とし、1980～1995年度は平成7年基準値（補間含む）にリンク係数を乗じ、平成12年基準値を補間する。これを繰り返して、平成23年基準の長期遡及系列を算出する。
- 以上の処理を各系列の名目値およびデフレーターについて行う。実質値は最終的に求めた平成23年基準の名目値をデフレーターで除して算出する。

図表2-2 基準年毎の「県民経済計算」データ期間

県民経済計算 基準年	平成11 平成2	平成15 平成7	平成21 平成12	平成26 平成17	平成27 平成23
SNA	68SNA	93SNA	93SNA	93SNA	2008SNA
1980 昭和55	○				
1981 昭和56	○				
1982 昭和57	○				
1983 昭和58	○				
1984 昭和59	○				
1985 昭和60	○				
1986 昭和61	○				
1987 昭和62	○				
1988 昭和63	○				
1989 平成元	○				
1990 平成2	○	○			
1991 平成3	○	○			
1992 平成4	○	○			
1993 平成5	○	○			
1994 平成6	○	○			
1995 平成7	○	○			
1996 平成8	○	○	○		
1997 平成9	○	○	○		
1998 平成10	○	○	○		
1999 平成11	○	○	○		
2000 平成12		○	○		
2001 平成13		○	○	○	
2002 平成14		○	○	○	
2003 平成15		○	○	○	
2004 平成16			○	○	
2005 平成17			○	○	
2006 平成18			○	○	○
2007 平成19			○	○	○
2008 平成20			○	○	○
2009 平成21			○	○	○
2010 平成22				○	○
2011 平成23				○	○
2012 平成24				○	○
2013 平成25				○	○
2014 平成26				○	○
2015 平成27					○

- ただし、平成 7 年基準改定による推計方法・定義の変更を踏まえ、民間企業設備投資は平成 2 年基準値にソフトウェア開発費を加算してから平成 7 年基準値に接続した。
- また、平成 23 年基準改定を踏まえ、総固定資本形成（民間企業設備、民間住宅、公的固定資本形成）については、国民経済計算の平成 23 年基準値と平成 17 年基準値の差分をコントロールトータルとし、固定資本形成額の比で都道府県に按分した額を平成 17 年基準値に加算してから平成 23 年基準値に接続した。
- なお、財貨・サービスの純移出入、在庫純増、その他最終需要については、正負どちらの値もとりのる収支尻としての性質を持ち、上述の方法では遡及して接続ができないことから、遡及推計を行っていない。

2.5 民間企業資本ストック

2.5.1 推計方法の概要

民間資本ストックは、民間部門（民間企業・個人企業等）による設備投資によって形成されてきた、機械設備や建築物、構造物等の資本の蓄積（ストック）である。

平成 29 年度までの本モデルでは、内閣府「民間企業資本ストック年報」の粗資本ストックを基礎として利用してきたが、同調査の改廃に伴い、内閣府「国民経済計算年次推計」の固定資本ストックマトリックスおよび「固定資本ストック速報」を基礎とする純資本ストックに全面的に入れ替えることとした。

ただし、全国値を都道府県に按分するための資本ストックについては、利用可能な純資本のデータがないことから、従来と同様、粗資本である「都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）」を参照している。

いずれにしても、本モデルの民間企業資本ストックは、公表された統計調査等のデータ・資料に基づいて、本モデルで利用するために簡易的に推計したものである点には留意されたい。

(1) 推計方法の概要

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）----フロー編付表 22. 「固定資本マトリックス（実質）」、ストック編付表 4. 「固定資本ストックマトリックス（実質）」
- ・資料-2 『固定資本ストック速報』（内閣府）----民間企業設備
- ・資料-3 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-4 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-5 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別在庫額、有形固定資産、リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）の有形固定資産取得額（土地以外）
- ・資料-6 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

② 推計方法

都道府県別民間企業資本ストックは、資料-1 の経済活動別分類に準じて推計することとし、2009 年度までは資料-1 のストック額（全国）を資料-3 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度以降は、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均減耗率を乗じた額を控除

し、資料-1 の経済活動別フロー額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-5 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-4 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-4 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は資料-2 の民間企業設備をコントロールトータルとして調整した。

なお、資料によって部門分類は異なるが、本モデルでは以下のとおり対応付けて利用することとした。

図表2-3 本モデルにおける経済活動分類の対応一覧

固定資本マトリックスの経済活動	(2009年度までの ストック按分)		工業統計の産業
	都道府県別民間資本 ストックの産業	経済活動別県内総生産 の経済活動	
1. 農林水産業	農林水産業	農林水産業	
2. 鉱業	鉱業	鉱業	
3. 製造業(1)食料品	食料品		食料品
3. 製造業(2)繊維製品	繊維		繊維
3. 製造業(3)パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙		パルプ・紙・紙加工品
3. 製造業(4)化学	化学		化学
3. 製造業(5)石油・石炭製品	石油・石炭		石油製品・石炭製品
3. 製造業(6)窯業・土石製品	窯業土石		窯業・土石製品
3. 製造業(7)一次金属	一次金属		鉄鋼業＋非鉄金属
3. 製造業(8)金属製品	金属製品		金属製品
3. 製造業(9)はん用・生産用・業務用機械	一般＋精密		はん用＋生産用＋業務用機械器具
3. 製造業(10)電子部品・デバイス	精密機械		電子部品・デバイス・電子回路
3. 製造業(11)電気機械	電気機械		電気機械器具
3. 製造業(12)情報・通信機器	精密機械		情報通信機械器具
3. 製造業(13)輸送用機械	輸送用機械		輸送用機械器具
3. 製造業(14)その他の製造業	その他		印刷・関連産業＋その他
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
5. 建設業	建設業	建設業	
6. 卸売・小売業	卸売・小売業	卸売・小売業	
7. 運輸・郵便業	運輸・通信業	運輸・郵便業	
8. 宿泊・飲食サービス業	サービス業	宿泊・飲食サービス業	
9. 情報通信業	運輸・通信業	情報通信業	
10. 金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	
11. 不動産業	不動産業	不動産業	
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	
13. 公務		(対象外)	
14. 教育	サービス業	教育	
15. 保健衛生・社会事業	サービス業	保健衛生・社会事業	
16. その他のサービス	サービス業	その他のサービス	

また、資料-1 は平成 23 年基準の実質連鎖方式で推計されているが、本モデルでは推計の過程で部門や都道府県にストックを按分する必要があるため、合算は連鎖統合ではなく単純合計で行っている。

(2) 経済活動別資本ストック（全国）の推計

① 1994 年度～2015 年度

まず、資料-1 の「固定資本ストックマトリックス」から経済活動別に「固定資産合計」－「住宅」のデータを取得する。資料-1 は暦年値のため、いったん前後の年を 3 : 1 で加重平

均し、さらに資料-2 の民間企業設備（1-3 月期）をコントロールトータルとして調整した額を全国のストック額とする。

② 1980 年度～1993 年度

資料-1 は 1994 年度以降しか公表されていない。そのため、経済活動毎に 1994 年度の①を起点とし、資料-3 の産業別資本ストックの変化率を用いて遡及する。さらに資料-2 の民間企業設備をコントロールトータルとして調整した額を全国のストック額とする。

(3) 経済活動別資本ストック（都道府県別）の推計

① 1980～2009 年度

経済活動毎に、(1) で求めた全国のストックを資料-3 の都道府県別構成比で按分する。

② フロー額の推計

まず、資料-1 の「固定資本マトリックス」から経済活動別に「総固定資本形成」－「住宅」のデータを取得する。いったん前後の年を 3 : 1 で加重平均し、再掲の「民間部門計」をコントロールトータルとして調整した額を全国のフロー額とする。

さらに、製造業の場合は「工業統計」の有形固定資産取得額（土地以外）を「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで除した実質額、製造業以外は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産（実質）の都道府県別構成比で按分し、都道府県別のフロー額とする。

③ 減耗率の算出

経済活動、都道府県毎に、前後のストック額とフロー額から減耗額を算出し、さらに前年度ストックで除した減耗率を求める。2010 年度以降の推計に用いるため、最終 3 年（2007～2009 年度）の平均値を求める。

$$\text{減耗額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} + \text{フロー額}_{t,i} - \text{ストック額}_{t,i}$$

$$\text{減耗率}_{t,i} = \frac{\text{減耗額}_{t,i}}{\text{ストック額}_{t-1,i}}$$

t : 年度、i : 産業、p : 都道府県

④ 2010 年度～2015 年度

① で求めた経済活動、都道府県別のストック額を起点とし、② のフロー額を加算し、前年度ストックに③ を乗じた額を控除して 2010 年度以降のストックを推計する。

$$\text{ストック額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} \times (1 - \text{平均減耗率}_i) + \text{フロー額}_{t,i}$$

なお、いったん推計したのち、(2)で求めた全国のストック額をコントロールトータルとして調整した額を都道府県別のストック額とした。

また、2010年度の資本ストック算出にあたっては、東日本大震災による被害を考慮し、通常の減耗分とは別にストックから差し引くこととした。民間資本ストックの地域別の被害状況について整理されたデータは乏しいことから、資料-6の社会資本ストックにおける毀損率（震災毀損額÷2009年度粗資本ストック額）を用いることとした。

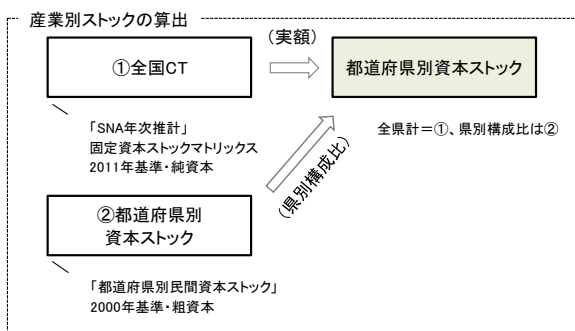
図表2-4 民間資本ストックの推計に用いた東日本大震災によるストック毀損率

資本ストックの経済活動		1. 農林水産業	14. 教育	左記以外の部門	
「日本の 社会資本 2017」	部門	⑭農林漁業	⑩文教施設	左記以外の部門 (ただし、治水、治山、 海岸、国有林を除く)	
	ストック 毀損率	岩手県	4.7%	4.6%	1.9%
		宮城県	11.1%	12.5%	7.4%
		福島県	2.5%	9.2%	2.1%
		3県以外	0.0%	0.1%	0.1%

以上の産業・都道府県別に行う民間企業資本ストックの推計について、推計の概要、2009年度以前と2010年度以降の計算の流れを図表2-5から図表2-7に図示した。

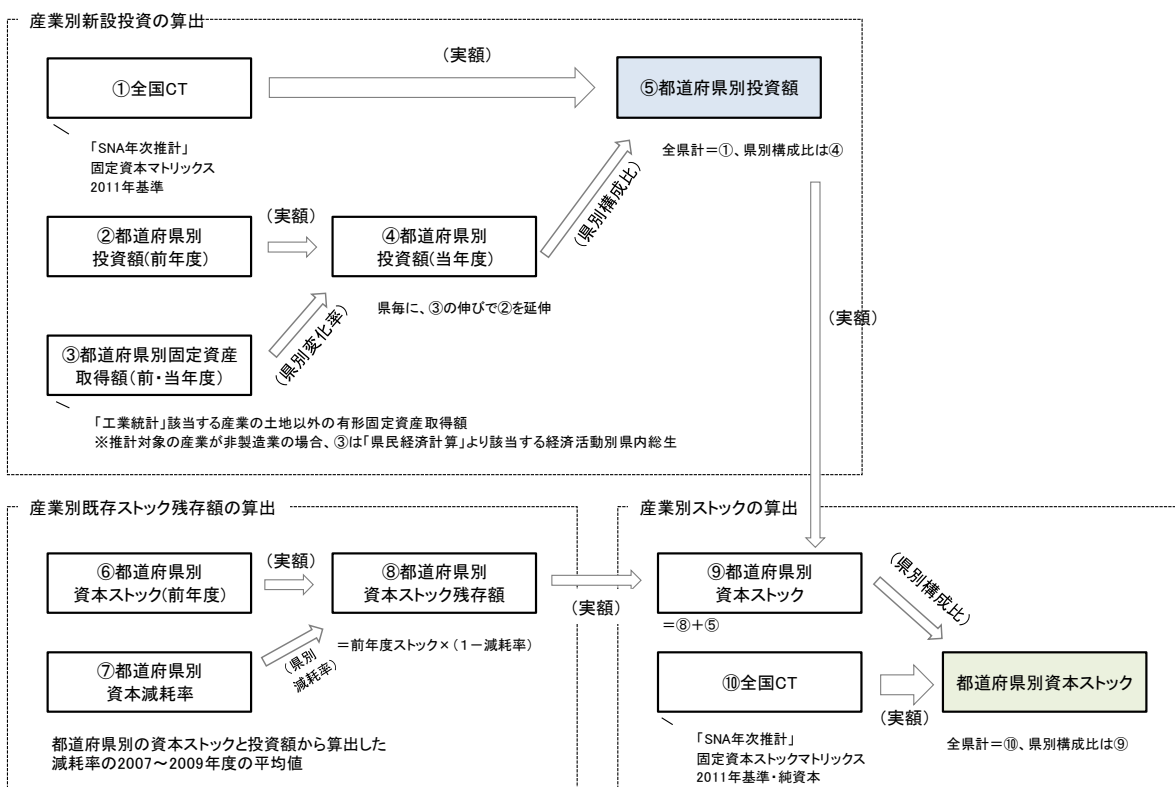
図表2-5 民間企業資本ストックの推計概要

ストックの計算方法(2009年度まで)
→ストックを直接都道府県別に按分する



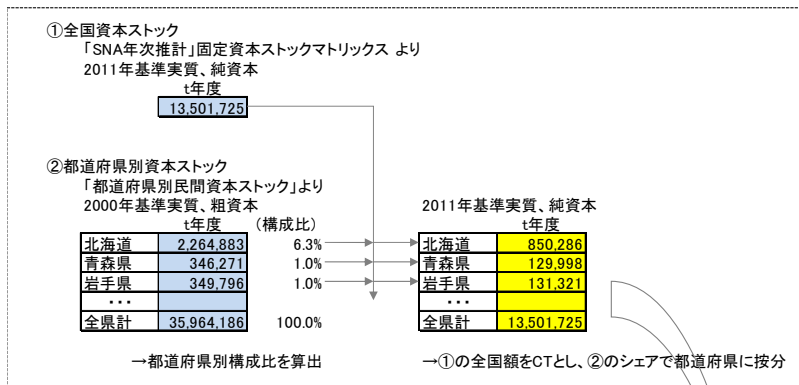
ストックの計算方法(2010年度以降)

→前年度のストックから減耗分を差し引き、新しい投資を加算することで当年度のストックを求める

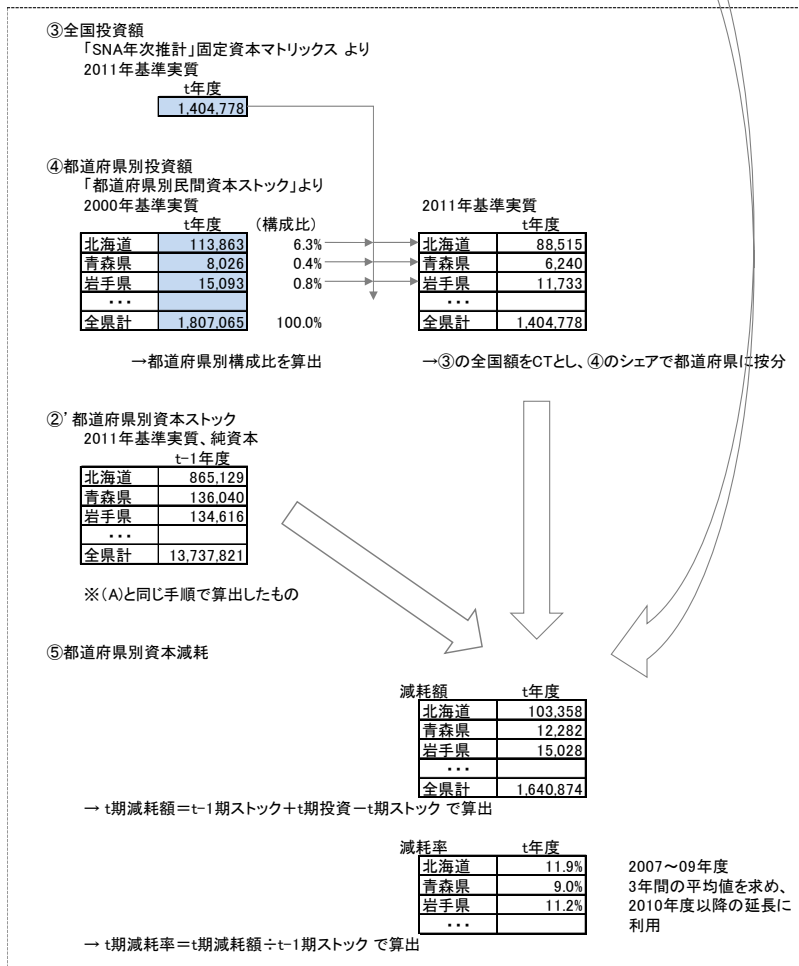


図表2-6 民間企業資本ストック推計の流れ(2009年度まで)

《(A)都道府県別資本ストックの推計》



《(B)都道府県別投資額、減耗率の推計》

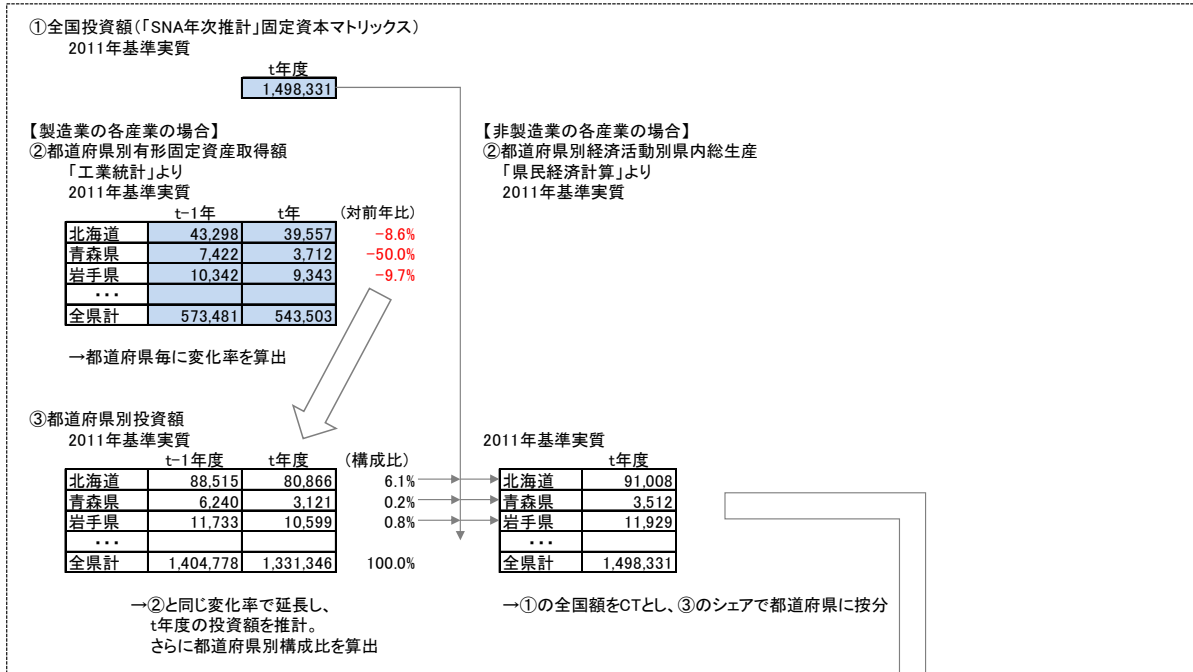


注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、③は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には民間だけでなく公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するよう調整した年度値を用いている。

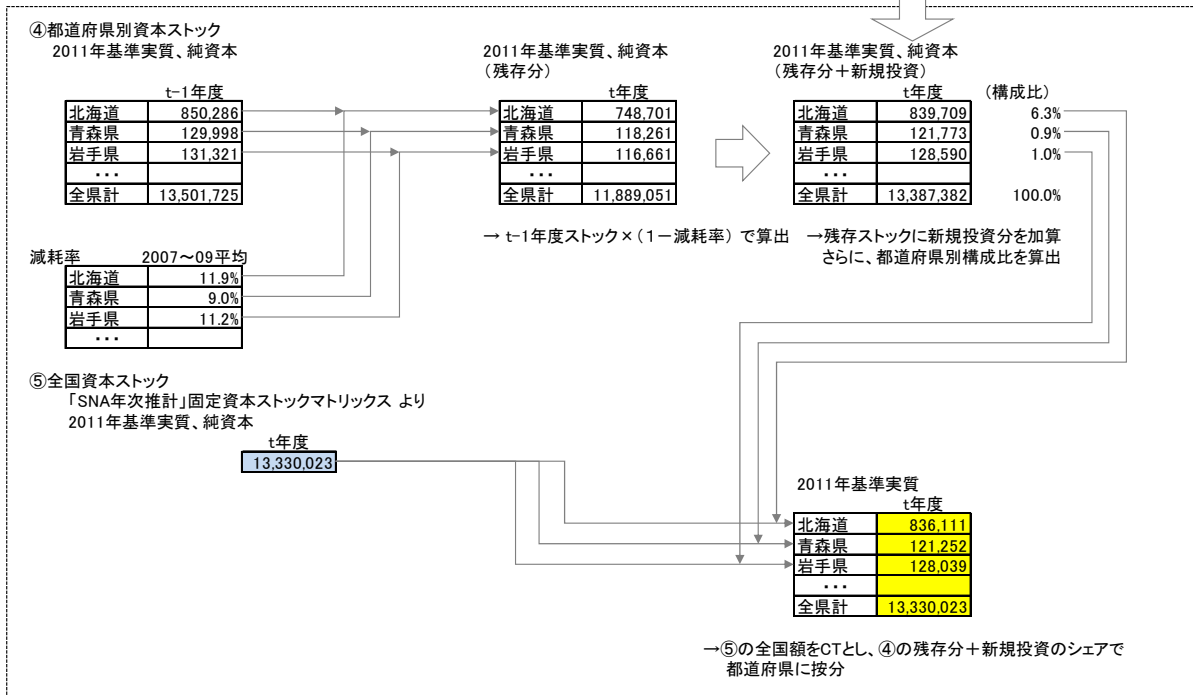
注2：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。②のストックデータが存在する2009年度までは上段の(A)でストックの推計は完結しているが、2010年度以降の延長のために、(B)のとおり投資額・平均減耗率を推計している。

図表2-7 産業別民間企業資本ストック推計の流れ(2010年度以降)

《(A)都道府県別投資額の推計》



《(B)都道府県別資本ストックの推計》



注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、⑤は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するよう調整した年度値を用いている。また、②の固定資産取得額は「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで実質化した値を用いている。

注2：②に用いるデータは、当該産業が製造業に属する場合は「工業統計」の土地以外の有形固定資産取得額、非製造業の場合は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産を用いる。

注3：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。

(4) 粗資本ストック（参考系列）の推計

モデル変数として採用するのは純資本ストックとするが、参考系列として粗資本ストックも推計し、データベースに収録することとした。

① 使用データ

- ・資料-1 『民間企業資本ストック確報』（内閣府）----平成 26 年度確報値（平成 17 年基準：93SNA）、平成 21 年度確報値（平成 12 年基準：93SNA）のストックおよび新設投資額（年度・進捗）
- ・資料-2 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-4 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別有形固定資産取得額（従業者 30 人以上の事業所、土地以外）
- ・資料-5 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

② 推計方法

都道府県別民間企業資本ストック（粗資本）は、資料-2 の産業分類に準じて推計することとし、資料-1 の鉄鋼業および非鉄金属を合算して「一次金属」、出版・印刷およびその他の製造業を合算して「その他製造業」とした。なお、平成 17 年基準値は 1994 年度以降となっているため、1993 年度以前については産業毎に平成 12 年基準値をリンク係数で調整して接続した。

この全国の産業別ストック額を、2009 年度までは資料-2 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度から 2014 年度については、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除し、資料-1 の産業別新設投資額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-4 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-3 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-3 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は、資料-1 の有形固定資産をコントロールトータルとして調整した。

2015 年度は資料-1 の全国値は存在しないため、2014 年度について推計した産業別都道府県別新設投資額を、按分指標（製造業は実質有形固定資産取得額、非製造業は経済活動別県内総生産）の変化率で延長した金額を用い、2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除して推計した。

2.6 社会資本ストック

2.6.1 推計方法の概要

社会資本ストックは、公的機関（一般政府及び公的企業）による毎年の公共投資によって形成されてきた、道路、港湾、上下水道等の資本の蓄積（ストック）である。

平成 28 年度までの本モデルでは、社会資本ストックの統計として内閣府「日本の社会資本 2012」（2005 年価格、2009 年度まで）の粗資本ストックを利用しており、2010 年度以降は、部門毎の投資額を決算資料等の関連統計、都道府県別投資比率を「行政投資実績」により推計し、延長を行ってきた。

今年度は、内閣府「日本の社会資本 2017」（2011 年価格、2014 年度まで）の粗資本ストックおよび純資本ストックを利用し、関連統計調査等を用いて 2015 年度を簡易的に延長することとした。なお、モデル変数として採用するのは民間資本と同様に純資本ストックとし、粗資本ストックは参考系列としてデータベースに収録することとした。

(1) 使用データ

- ・資料-1 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、純資本ストック、実質投資額および部門別デフレーター
- ・資料-2 『建設工事費デフレーター』（国土交通省）----工事種別デフレーター（平成 23 年度基準）
- ・資料-3 『行政投資実績』（総務省）----都道府県別行政投資実績 総投資額

(2) 投資額の推計

「日本の社会資本 2017」の社会資本ストックは、投資額をデフレーターで除した実質投資を積み上げるとともに、既存資産の撤去・破損等による除却、経齢による価値の低下等を控除することで推計されている。

そこで、まず日本の社会資本の部門別デフレーターを、国土交通省「建設工事費デフレーター」の類似した部門と対応させた上で、建設工事費デフレーターの変化率を社会資本デフレーターに乗じて延長する。

$$P_{i,2015} = P_{i,2014} \cdot \frac{P_{i,2015}^*}{P_{i,2014}^*}$$

P：社会資本デフレーター、
P*：建設工事費デフレーター、
i：部門

次に、総務省「行政投資実績」の部門別都道府県別投資額を、日本の社会資本の部門に合わせて調整し、上記デフレーターで除して実質投資額を求め、さらにその実質投資額の変化率を日本の社会資本の部門別都道府県別実質投資額に乗じることで延長した。

$$IG_{i,p,2015} = IG_{i,p,2014} \cdot \frac{IGN_{i,p,2015} / P_{i,2015}}{IGN_{i,p,2014} / P_{i,2014}}$$

IG：実質公共投資額（日本の社会資本ベース）、
IGN：公共投資額（行政投資実績ベース）、
P：社会資本デフレーター、
i：部門、p：都道府県

図表2-8 本モデルにおける社会資本主要部門の対応一覧

日本の社会資本 主要部門	都道府県別 推計	投資	
		「行政投資実績」の部門	デフレーター 「建設工事費デフレーター」の部門
1 道路	○	道路+街路	道路総合
2 港湾	○	港湾	港湾・漁港
3 航空	○	空港	空港
4.1 鉄道・運輸機構等		鉄道	
4.2 地下鉄等		地下鉄	
5 公共賃貸住宅	○	住宅	住宅建築
6 下水道	○	公共下水道	下水道
7 廃棄物処理	○	環境衛生	環境衛生
8 水道	○	水道	上・工業用水道
9 都市公園	○	国立公園	公園
10.1 学校施設	○	文教施設	RC学校
10.2 社会教育	○	文教施設	RC事務所・その他
11 治水	○	河川+砂防	治水総合
12 治山	○	治山	その他土木
13 海岸	○	海岸	海岸
14.1 農業	○	農業基盤整備事業	農林関係公共事業
14.2 林業	○	林道+造林	農林関係公共事業
14.3 漁業	○	漁港	港湾・漁港
15 郵便			
16 国有林(※)	○	林道+造林	農林関係公共事業
17 工業用水	○	工業用水道	上・工業用水道
18 庁舎	○	官庁営繕	RC事務所・その他

注1：灰色の網掛けは、「日本の社会資本 2017」で都道府県別推計が行われていない部門（本モデルでも検討範囲外）。

注2：国有林部門は、「日本の社会資本 2012」「同 2017」では都道府県別推計が行われているが、本モデルでは対象から除いた。

(3) 部門別資本ストック額の算出

部門別都道府県別に、2014年度の資本ストックに1－除却率（または減耗率）を乗じて残存額を求め、(2)で推計した2015年度の投資額を加算することで2015年度の資本ストック額を算出する。

なお、 δ は推計するストックが粗資本の場合は除却率（撤去や破損等）、純資本の場合は減耗率（撤去や破損に加え、経齢による価値の低下も含む）を意味している。2015年度以降の推計に当たっては、最終3か年平均（2012～2014年度）を用いることとした。

$$KG_{i,p,2015} = (1 - \delta_{i,p}) \cdot KG_{i,p,2014} + IG_{i,p,2015}$$

KG：社会資本ストック、
IG：実質公共投資額、
 δ ：除却率または減耗率、
i：部門、p：都道府県

また、「日本の社会資本2017」では連鎖方式が採用されているが、本モデルの社会資本ストックでは部門の合計等に連鎖統合は行っておらず、単純合計値を用いている。